

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年7月2日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年7月2日(火) 午前10時00分～午後2時02分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ
委員 石田 ちひろ 委員 須貝 行宏
委員 松本 ときひろ 委員 西本 たか子

出席説明員 堀 越 副 区 長 久保田 企画 経営 部長
崎 村 企 画 課 長 吉岡 政策 推進 担当 課 長
井添 S D G s 推 進 担 当 課 長 加 島 財 政 課 長
長尾 施設 整備 課 長 横田 デジタル 推進 課 長
西澤 D X 戦 略 担 当 課 長 佐 藤 経 理 課 長
吉野 税 務 課 長 柏 原 区 長 室 長
黒田 新庁舎 整備 担 当 部 長 品川 広町 事業 担 当 部 長
勝 亦 総 務 課 長 石井 コンプライアンス 推 進 担 当 課 長
岡 秘 書 担 当 課 長 與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長
木村 人権・ジェンダー 平等 推 進 課 長 官 尾 人 事 課 長
田口 人材 育成 担 当 課 長 山下 新庁舎 整備 課 長
小林 新庁舎 建設 担 当 課 長 泉 広町 事業 調 整 担 当 課 長
大串 会 計 管 理 者 今井 選挙 管理 委 員 会 事 務 局 長
高山 監 査 委 員 事 務 局 長 大澤 区 議 会 事 務 局 長

○午前10時00分開会

○こしば委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日の予定ですが、昨日の委員会で確認しましたとおり、その他で所管質問が加わりましたことから、皆様の机の上に改めて審査・調査予定表を配付させていただきました。

本日の予定は、審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、所管事務調査について、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

第45号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算

○こしば委員長

それでは予定表1、議案審査を行います。

説明に入る前に、各所管委員会における審査結果について、各委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算につきましては、昨日、区民、厚生、建設、文教の各委員会で所管に係る審査を行い、いずれの委員会も全会一致で原案のとおり決定した旨、各委員長より申し送りを受けております。

以上が、各所管委員会における審査の結果でございます。

当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から、第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。個々の事業内容につきましては、所管の各委員会において審査をいただいております。改めて全体を説明させていただきます。審査をお願いするところでございます。

はじめに、今回の補正予算ですが、生成AIの活用により区民アンケートの結果を分析し、その結果から抽出された心と体の健康、防災に関する課題に新たに対応するためのウェルビーイング補正予算として編成したものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入は13款国庫支出金から19款諸収入まで、歳出は2款総務費から6款土木費まで、それぞれ7億4,114万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,075億6,526万3,000円とするものでございます。

恐れ入ります、少し飛びまして、16ページをご覧ください。こちら歳出からご説明を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費1目企画費は3,000万円を追加し、3億7,088万8,000円とするもので、SDGs未来都市および自治体SDGsモデル事業のダブル受賞により、SDGs未来都市計画策定やSDGs共創推進プラットフォーム運営費等、支援業務委託などの自治体SDGsモデル事業に係る経費について、追加計上するものであります。

以上によりまして、1項総務管理費の計を150億2,833万2,000円とするものであります。

次に、2項地域振興費2目文化観光費は596万円を追加し、28億9,599万2,000円とする

もので、2025年デフリンピックの開催に向けて、認知度の向上とさらなる共生社会の推進を図るため、プレイベントでのOntennaの活用や仮囲いアートなどの文化芸術活動を通じて普及啓発を行うための経費を新規計上するものです。

3目スポーツ推進費は181万4,000円を追加し、13億7,322万2,000円とするもので、文化観光費と合わせて、デフリンピックの認知度を一層向上させるため、デフリンピックサポーターを任命し、区内イベントへの出演等の活動を行うほか、同じく区内イベントにおいて、啓発のためのブースを設置する経費を追加計上するものです。

以上によりまして、2項地域振興費の計を69億2,420万9,000円とするものであります。

次に、5項選挙費は30万円を追加し、3億8,300万6,000円とするもので、寄附金を活用した選挙啓発物品購入費用の追加であります。

恐れ入ります、18ページに参りまして、3款民生費2項児童福祉費1目子ども育成費は727万3,000円を追加し、48億5,578万1,000円とするもので、若者の心と体の健康相談事業として、若者が抱える体や性の悩みについて、SNSを活用した相談窓口の設置経費を新規計上するものでございます。

4目子育て応援費は829万9,000円を追加し、123億4,854万8,000円とするもので、夏休み期間中の子どもの食の支援事業として、小・中学生のいる家庭に対し、連携協定を締結している坂井市のお米を配布、スペア支援につなげるための経費を新規計上するものでございます。

以上によりまして、2項児童福祉費の計を584億8,960万7,000円とするものであります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費5目保健予防費は6億4,779万3,000円を追加し、40億5,455万4,000円とするもので、高齢者新型コロナワクチン定期接種に係る経費を新規計上、および小児インフルエンザワクチン接種費用の助成額を1,000円から2,000円とすることによる追加であります。

以上により、1項保健衛生費の計を87億4,453万8,000円とするものです。

20ページに参りまして、2項環境費1目環境対策費は920万円を追加し、4億3,861万9,000円とするもので、ゼロカーボンシティしながわ宣言に基づき、運輸部門におけるCO₂排出量の規制およびドライバーの働き方改革の観点から、個人住宅・集合住宅に居住する区民に対し、宅配ボックスの設置助成を行うための経費を新規計上するものです。

以上により、2項環境費の計を22億6,115万円とするものです。

次に6款土木費7項防災費1目防災費は3,051万円を追加し、17億9,473万8,000円とするもので、災害時において水洗トイレの使用が可能であり、また被災地への支援体制の充実につながることから、災害対策の一環としてトイレトラック購入費用を新規計上するものでございます。

恐れ入ります、12ページにお戻りください。こちらは歳入でございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金は2,000万円を追加し、11億7,470万8,000円とするもので、5節地方創生支援事業費補助金の新規計上であります。

次に、14款都支出金2項都補助金1目総務費補助金は120万9,000円を追加し、32億697万5,000円とするもので、3節スポーツ実施促進事業費補助金の追加であります。

次に参りまして、2目民生費補助金は342万4,000円を追加し、65億3,958万1,000円とするもので、42節東京ユースヘルスケア推進事業に新規計上で

あります。

3目衛生費補助金は3,929万円を追加し、5億1,467万円とするもので、16節小児インフルエンザワクチン任意接種補助金の新規計上であります。

以上によりまして、都補助金の計を131億1,808万7,000円とするものであります。

次に、16款寄附金1項寄附金1目指定寄附金は30万円を追加し、30万1,000円とするもので、2節選挙啓発指定寄附金の新規計上であります。

3目ふるさと納税寄附金は500万円を追加し、9,500万円とするもので、トイレトラック購入に係るクラウドファンディングを実施することとして、1節ふるさと納税寄附金の追加であります。

次の14ページに参りまして、以上により、寄附金の計を9,830万1,000円とするものであります。

次に、17款繰入金1項基金繰入金6目財政調整基金繰入金は2億4,787万4,000円を追加し、23億9,410万7,000円とするものでございます。

以上によりまして、基金繰入金の計を159億1,605万3,000円とするものであります。

次に、19款諸収入4項受託事業収入2目衛生費受託収入は2,130万8,000円を追加し、9,276万9,000円とするもので、区外在住者が区内で予防接種を受けた場合の他区からの受託収入として、1節予防接種受託収入を追加するものです。

以上によりまして、受託事業収入の計を47億2,784万7,000円とするものでございます。

次に、6項雑入5目雑入は4億283万4,000円を追加し、27億2,947万9,000円とするもので、30節環境政策加速化事業補助金、31節新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の新規計上であります。

以上によりまして、雑入の計を34億4,761万8,000円とするものでございます。

恐れ入ります、22ページをご覧くださいと存じます。こちら債務負担行為の変更です。

(仮称)勝島人道橋整備工事(下部工)施工管理委託について、基礎杭の製作期間が当初想定よりも長く期間を要することが判明し、工期を延長する必要があることから、債務負担行為額を変更し、限度額1,000万円を追加するものです。

○井添SDGs推進担当課長

私からは、第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算、自治体SDGsモデル事業についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

項番1、背景・目的でございます。6月10日の総務委員会でご報告しましたように、区は内閣府から、令和6年度SDGs未来都市および自治体SDGsモデル事業にダブル選定をされました。このうち、自治体SDGsモデル事業に選定された都市は、国から地方創生支援事業費補助金による資金的支援が得られることから、この補助金を活用し、モデル事業の取組を推進し、SDGs未来都市を目指すものでございます。

次に、項番2の補正予算額でございます。まず、歳出予算は3,000万円で、内訳は全体マネジメント・普及啓発経費が1,000万円、モデル事業実施経費が2,000万円でございます。

次に、歳入予算、国の補助金でございますが、予算額は2,000万円で、内訳は全体マネジメント・普及啓発、モデル事業実施、それぞれ1,000万円でございます。また、補助率はそれぞれ10分の10、2分の1でございます。

次に、項番3の内容でございます。まず①番、全体マネジメント・普及啓発については2点ございま

す。

1点目は、自治体SDGsモデル事業達成のため、3か年の計画を策定し、進捗を管理することで計画を着実に進めていくものです。

2点目は、職員の啓発事業でございます。ワークショップやセミナーを通じて、積極的にモデル事業（仮称）品川区ラボへ行政課題を挙げていき、産学官連携で課題解決を図っていく組織風土をつくるものでございます。

次に、②番のモデル事業実施でございますが、こちらも2点ございます。

1点目は、モデル事業のしながわSDGs共創推進プラットフォームを構築するものでございます。多様な主体が社会課題の共有や意見交換などの活動を行い、産学官の連携により課題の解決を図ります。

2点目は、モデル事業の（仮称）品川区ラボを構築するものでございます。行政だけでは解決できない行政課題や地域課題に対して、企業等から解決策の提案を募り、マッチングにより連携して課題解決に取り組んでまいります。

次に、項番4のスケジュールでございます。8月に3か年の計画を策定し、計画の進捗管理を行ってまいります。また、9月上旬に第1回しながわSDGs共創推進プラットフォームを開催する予定でございます。そして、9月から10月頃に（仮称）品川区ラボの専用ホームページを開設し、企業等からの提案募集を開始いたします。最後に職員向けのワークショップでございますが、10月から11月の実施を予定しております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

今ご説明いただいたSDGsのところですが、3番の内容のところ、全体マネジメント・普及啓発、モデル事業実施ということですが、これはどこか業者に委託などはされるのか、それだけまずお伺いします。

○井添SDGs推進担当課長

資料の3番、内容の①全体マネジメント・普及啓発の部分について、委託をするのかというご質問でございますが、業務支援委託という形で委託を入れて、計画の策定、それから進捗管理のほうを進めてまいるところでございます。

○石田（ち）委員

①の全体マネジメント・普及啓発は委託で、モデル事業実施、これは区のほうでやられるということか。この歳出のところ、全体マネジメント・普及啓発に1,000万円、モデル事業実施に2,000万円ということで、モデル事業実施のほうは少し高くなるので、こちらのほうがもっとお金がかかるのかなという感覚があるだけなのですか、モデル事業実施は委託はないということですか。

○井添SDGs推進担当課長

委託に関するご質問でございますが、②のモデル事業実施の部分につきましても、業務支援委託という形で委託を入れてまいります。予算額として、今回のこの自治体SDGsモデル事業につきましては、委託料全部を合わせまして2,845万5,000円と予算要求をさせていただいております。このうち、①番の全体マネジメント・普及啓発に係る部分につきましては計画の策定ですとかワークショップ、セ

ミナー等を含めまして、740万円を計上しているところでございます。

一方で、モデル事業実施のところ、しながわSDGs共創推進プラットフォームの運営支援業務すとか、あとは（仮称）品川区ラボの専用ホームページの開発、それから運営支援業務、それぞれ845万5,000円それから1,000万円を計上させていただいたところでございます。

○石田（ち）委員

その委託業者は支援委託ということですが、先ほど報告というか説明はありましたか。どのように選定していくのかというような説明をもし聞き漏れていたら申し訳ないのですが、もう一度伺いたいです。

○井添SDGs推進担当課長

委託事業者の選定方法についてのご質問でございますが、本予算をご承認いただき、ご議決いただいた後になりますが、事業者の選定を進めてまいります。選定方法につきましては簡易型のプロポーザルを検討しておりまして、事業者から複数提案をいただいた上で、事業者の選定をしてみたいと考えています。

○松本委員

トイレトラックについてお伺いしたいのですが、これは建設委員会のほうで公開の予算の内訳が出ていて、歳出としては購入費としては3,000万円で、重量税で1万円で、クラウドファンディングの手数料50万円ということが計上されているかと思えます。

トイレトラック導入は、私もとてもすばらしいことだと思うのですが、ほかの自治体の予算を見ると結構まちまちで、品川区と近い2,700万円ぐらいを予定しているところもあれば、1,000万円台で予定しているところもあると伺っております。今回、品川区として3,000万円と計上された根拠のところをお伺いできればと思います。

○加島財政課長

トイレトラック3,000万円というところなのですが、似たような種類として、トイレトレーラーというものもあるのですが、値段等を比較してみました結果、トイレトラックのほうは大体約2,700万円、それからトイレトレーラーにつきましては大体約2,800万円ぐらいと相場価格でつかんでいるところでございます。

それに対して、今回購入費として3,000万円計上しておりますが、今現在2月末の納品を予定しているのですが、この後、防災を普及啓発できるようなイベント等で活用できればとの思いも含めて、使った場合メンテナンスの費用等も必要になるものですから、そういったものも含めて3,000万円という形で計上させていただいております。

○松本委員

実はその次の質問で、メンテナンスがどのくらいなのかと伺おうと思っていたのですが、今のお話によれば、一応購入費が2,700万円から2,800万円ぐらいで済んで、メンテナンスが、これも長期的なメンテナンスというのはまた変わると思うのですが、一応初年度のメンテナンスとしてはこの3,000万円の枠内で収まるということなのかと思えます。

そういう意味では、今後、来年度以降かかってくるメンテナンスというのはどのように想定されているのかということと、あと少し気になるのは、これは建設委員会の資料を拝見すると、契約締結が7月で、納車が来年2月下旬となっているかと思えます。自治体によっては年度内の納車が難しいのではないかと想定しているところもあるかと思うのですが、今回能登半島の地震を受けて、かなり需要と

しては高まっていて、いろいろなところから契約したいという話が出ているのではないかと思います。この2月下旬というのは、ある程度納車の見込みとしては大丈夫そうなのかということも併せて伺えればと思います。

○加島財政課長

当初予算につきましては、今回提案させていただいております予算の中で、メンテナンス等も見積もってまいりたいと考えておりますが、次年度以降、平時の防災普及の活動等で使うメンテナンス費用につきましては、所管課と協議の上、予算化するかどうかを協議してまいりたいと考えております。

それから、2月下旬の納車というところなのですが、ある程度話をした上で、今、2月下旬と見込みを立てております。と言いますのも、トイレトレーラーにつきましては、海外から組み立てでの輸入という形になりますけれども、トイレトラックにつきましては完全国内生産と聞いておりますので、その点でも生産体制に安定性があるとして評価しております。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○西本委員

SDG sなのですが、この自治体SDG sモデル事業をするきっかけになったのは何でしょうかということをお聞きしたいのです。

というのは、このSDG sに関しては、品川区もいろいろなところでやっていて、長期基本計画とかを決めたときに、総合実施計画にも入っていたかな、しっかりリンクしてやってくださいねというのが議会から挙がって、公明党がおっしゃったと思うのですが、リンクしていて、そこでSDG sの17項目がありますよね。それに合わせて、いろいろと進めてきたという経緯があります。

なのに、ここで自治体SDG sモデル事業というのが何か唐突に出てくるので、何が目的ですか、今まで何をやっていたのですかということを確認したいのです。

○井添SDG s推進担当課長

自治体SDG sモデル事業策定のきっかけ・経緯についてのご質問でございますが、品川区はこれまでも、SDG s 17のゴールにひもづくような事業を展開してまいりまして、言うなればこの区役所の仕事全てはSDG sにつながるものだと考えているところでございます。

今回、SDG s未来都市の提案をきっかけにいたしまして、経済・社会・環境という三側面をつなぐ取組というところで提案にあたりまして検討しまして、その三側面をつなぐといったところに、区を取り巻く環境のところで、区民の多様な価値観、それから複雑化するニーズなどに対応するため、今回のモデル事業、区だけではなくて産学官連携による事業を考えたと考えております。

○西本委員

産学官関係を持たせるといというのは、品川区はもう大分前からもうやっています。いろいろな事業をやっているではないですか。共同事業もやっているし、なので、唐突にこういうことが出てくるのです。これを見ると、では単に国の予算が出るからやろうかということしか考えられないのです。

そうではなくて、別に国の予算を使うなど言っているのではないです。使えばいいと思います。けれども、今まで品川区がやってきたことは何だったのですかということなのです。SDG sはしっかりやっていましたよね。官民、これをやっていましたよ。いろいろなことをやっていたではないですか。今回なぜこれをやっているのですか。この位置づけがよく分からないのです。なぜこれをやろうとしているのか、理由づけが分からない。今までの流れで言うと、唐突にこれが来た。何かがあってこのモデ

ル事業をやろうというのだったら分かります。でもそれがなくて、急にこれが出てきても、ちょっと理解できないのです。何をやるのですかという話です。

これは、国からの予算が2,000万円なのですね。全体マネジメント・普及啓発事業で1,000万円、これは10分の10出ます。それが内訳の歳出歳入のところの全体マネジメント・普及啓発事業にそのまま使いますというの分かります。

モデル事業実施のところは2,000万円なので、これは2分の1だから、1,000万円は一般財源から入ってきますということなのですね。ということは、まずこの10分の10と2分の1という違いが何なのかという部分をお知らせいただきたいのと、2,000万円かけるのだから、何か特別なことがありますよねという、そこら辺が分からないので教えてください。

○井添SDGs推進担当課長

ご質問を2点ほどいただいたかと思います。

まず、これまでも品川区は官民連携を進めてきたというところのご指摘についてはそのとおりでございまして、これまでやってきた区の経験値などを発展する形で、今回モデル事業としてさらに発展する形で取り組んでまいるところでございます。

また、質問といたしまして、国の予算、補助金の内訳というご質問もございました。今回全体マネジメント・普及啓発につきましては10分の10、そしてモデル事業実施については2分の1という内訳でございますが、全体マネジメント・普及啓発に関しましては、自治体SDGsモデル事業達成のための計画策定、それから事業実施体制の構築ならびにSDGsに資する取組の普及啓発に係る必要な経費ということで、国からは10分の10の補助率で交付申請ができるところでございます。

一方、モデル事業の実施につきましては、自治体SDGsモデル事業達成に向けた取組に必要な経費、こちらは補助金の対象となるのは経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組であること、また、当初予算では計上していないものに限定されるということで、国からは示されているところでございます。

○西本委員

予算は分かりました。でも、今の答弁でもよく分からないのです。要はすごく違和感があるのは何かというと、ずっと品川区は進めてきたわけです。これは全然新しいことではないのです。だって皆さんやってきたでしょう。本当に素晴らしいことをやってきたと思います。なのに、何でこれがいきなり自治体SDGsモデル事業となるのか。

これは、だから全体のSDGsの考え方というのが品川区にあって、それに対して、ここの部分についてはモデル事業という形でやっていきたいと思いますという、しっかりとした流れがあってやっていくということであるのだったら分かるのです。理解できます。だからそこをきちんと説明してほしいのです。今までこういう状況でやってきました。その中で、これを機会にこういう観点でもう少しターゲットを絞りますとかいうのだったら分かるのですけれども、そういう説明がされていないので、どうしてしまったのですかと不思議に思います。そこでの何か考えがあれば、お答えください。

それと、全体マネジメント・普及啓発事業で、職員の行政課題を挙げ、組織風土の醸成とあるのですが、それほど職員の方々を啓発するためのセミナーとかワークショップは必要なのですか。私はもう既におありになるのではないかと思うのですけれども、それだったら、もっと区民向けにいろいろやるべきところがあるのではないかと思うのですが、いや、そうではありませんと、職員の意識がまだまだなのですというなら、それはそれだと思うのですけれども、区民向けに対してはどのような行動を取られるのかというのが見えないのが1つ。

それから、後ほど業務委託をするということで、選定は簡易型プロポーザルと聞きました。これはある一定のこちらの要望というのを出して、それに対しての提案型ということなのですね。それは公にという、要は何を心配しているかという、特定の人にとはしないしてほしいのです。いろいろな意見をいただきたいと思うので、いろいろな意見をいただくための仕組みづくりというのはそういう形になっていきますかというのを確認させてください。

○井添SDGs推進担当課長

何点か質問をいただきました。

まず、今回のSDGs未来都市、それから自治体SDGsモデル事業でございますが、もちろん区はこれまで基本構想、長期基本計画、総合実施計画にのっとり、各所管部局が事業を進めてきたところでございます。

SDGsの未来都市計画につきましては、改めてSDGsという共通言語・共通目標にのっとりこれまでの事業を再構成し、また新規事業なども束ねまして、改めてSDGsのゴールに向かって全庁的に取り組んでいくものでございますので、これまでの継続事業を否定するものでもございませんし、これをさらに発展するものでございます。

続いて、職員のワークショップ、それからセミナーなどが必要かというご指摘でございますが、モデル事業のうち、この（仮称）品川区ラボですね。行政課題などを挙げて、官民連携で民間からもアイデアなどを募るものでございますが、こちらは先行の自治体、参考にしました自治体が幾つかございまして、そういったところに聞いたところ、民間からの提案よりも、むしろ庁内といいますか内部の各部署からその課題を挙げてきたり、あとは外部の民間の方に翻訳する形で、行政課題を解決する方策といたしますか、どのような提案の仕方をするかという翻訳の部分、この部分が一番ネックだったというような意見を聞きましたので、今回、セミナーやワークショップというメニューを要求させていただくものでございます。

そして、3番目といたしましたしまして、事業者の選定方法に関係するところでございますが、こちらは簡易型プロポーザルのうち、公募型で事業者の方から提案を募る予定でございますので、こちらからある程度事業の概要をご提示し、区ホームページ等で公開した上で、事業者からの提案を募るものでございます。

○西本委員

ぜひこの業務委託に関しては、いろいろな考え方が民間の方々を含めあると思いますので、そこをしっかりと収集して、最終的にどういうことをされるのかというのを、目的も含めてその3年、最終的な目標がどのような絵を描いているのかというのは、しっかりと提示していただきたいと思っております。

このSDGsに関して、最後にこれは2030年の時限ですね。あと6年です。だから、2030年というのは最後の最後です。だから、多分品川区だけではなくて、SDGsそのものに対しての最終的な行動提起をしなくてはならないとなっていると思うのです。

だから、この3年間というくりではなくて、今まで品川区がやってきたことを、どういうゴールをもって目的意識を持ってやっていくのかということだと思うのです。その目指すものは3年ではないですよ。もっと広い意味の目標の設定がとても大切なのではないかと思うのですが、その点についてお聞きしたいということです。

それから、全体的に質問いたします。このSDGsだって、国とか東京都もそうでしょうけれども、いろいろと補助金が出てくると思うのです。そのときに、補助金ありきで事業化を決めているのか、い

ろいろ事業がある中で、補助金があるからそれを活用しようという形を取っているのか。今の補助金と品川区の区政運営、事業の展開に対しての考え方を最後にお聞きしたいと思います。

○井添SDGs推進担当課長

私からは、SDGsに関するご質問について回答させていただきます。

委員ご指摘のとおり、2030年というのがSDGsの達成目標となっております、これは国連の提唱で制定され設立されましたソリューション・ネットワークというところがまとめた2024年度の持続可能な開発報告書によりますと、17の目標の全てが達成の軌道に乗っておらず、SDGsのターゲットのわずか16%のみ進捗が見られるといった、達成状況が芳しくないというような報告もございます。

区としましては、2030年を一つのゴールといたしましてあるべき姿を設定した上で、そこに向かって各事業のゴールを設定して、KPIの設定もした上で取り組んでいく構想でございます。3か年の計画ではございますが、その先も見据えた未来都市計画を策定してまいりたいと考えております。

○加島財政課長

私からは、国・都補助金の活用の考え方についてお答え申し上げます。

今回の補正予算のほうでも約7割ほど特定財源を投入しておりますけれども、今回、例えば生成AIの分析と最初に申し上げましたが、分析結果以外にも、今年度児童相談所が開設されます。そういった中で、若者世代の性被害ですとか望まぬ妊娠というのは、子ども家庭支援センターとの連携の関係から、常に課題意識として上っております。

そういった中で、こういった性の悩み、心と体の健康相談というのがなかなか受け皿がないというところで、しかも今回東京都の補助金がちょうどタイミングよく活用できるということから、区の考え方と補助金のこの提案がマッチしたというところで、今回補正予算を提案させていただいているところでございます。

○西本委員

SDGs、2030年という一応のくくり、達成率はあまりよくない、それはもう当然です。なかなかそう簡単にはいかないのですけれども、でもやはり品川区としてこれをやる以上は目標というのが当然あるだろうと思うし、それから、やはり長期基本計画、それから総合実施計画も含めて、その関連性をきちんと踏まえて目標設定をして、それで達成率、それからどうするのかというふうにつなげてもらいたいと思いますので、やはり長期基本計画とか、一般質問でもしましたけれども、基本構想も含めて、もうそろそろ全体的な見直しはやはり必要なのではないかと思います。もう16年もたっているわけですから、やはりそろそろ今の時代に合った、それが将来を20年、30年先を見た形での、もうそろそろ見直しをしたほうがいいのではないかと提言させていただきたいと思います。

それから、今後の補助金の使い方については、もちろん基本として、品川区は何をしようとしているのか、何をしたいのかというところがあって、その上でタイミングよくあれば使わせてもらうというようにはなっていてほしいと思います。

やはりこれが、この事業をやってください、お金あります、どうぞ、というのではなくて、やはり主体は品川区でやってほしいのです。品川区の事業をこういう形でやっていきたいのです。だから、一般財源だけでは難しい部分を、国・東京都の補助金が使えそうなら使おうみたいな、そういう物の考え方に立っていただきたいと思います。とにかくつまみ食いはやめてほしいのです。それはそれで必要な方法なのでしょうけれども、そうではないのです。品川区はこうしていきたいというのがあるはずなので、

そこでの補助金の使い方については一度考えていただきたいと思っておりますので、意見として言わせていただきました。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今回の自治体SDGsモデル事業等ありますが、先ほど経済・社会・環境というお話も出ました。そこにSDGsを組み込んでよりよい社会にということなのでしょうけれども、実際経済に至っては、これだけ異常な円安で多くの人が困っている状況。そして、昨年と比べて、また国民の負担増が9万円にも増えている。それから、少子化・子育て支援に今躍起となっている状況で、さらに所得格差・賃金格差がより広がっている。そして環境に至っては、各国のエネルギー事情もあってCO₂削減には遠く及ばないという状況に結局あるわけです。

SDGs、SDGsって国からこのように言われて、区も地方自治体として協力して取り組んでいこう。そういう姿勢は分かるのですが、国がほとんど対応していないのに、何で地方自治体がそれほど躍起になってやらなくてはいけないのか、非常に疑問なのです。これだけ円安によって国民が苦しんで、それで医療でも福祉でも介護でも、もう多くの人がやはり助けてくれという声を上げている。エネルギーに至っては、もうできれば石油やガスを使いたくないけれども、やはりそちらに頼らざるを得ない世界の事情があります。結局国がほとんど対応していないのに、それを地方自治体に委ねる、押しつけているように私は思うのですけれども、これは何かおかしいと私は思います。ここで課長と議論してもしょうがないので、それを明確に言っておきます。

その中で私が区に要望するのは、やはり区民生活の格差が近年非常に広がっていると私は思います。大変なご家庭、生活苦、それから商売も今は大変だと。中にはもう廃業する方もたくさん出ている。やはりこういうことを思えば、そういう方たちに少しでも区として支援をして、何とかこの時期を乗り越えられるような対策に力を注いでいただきたいと私は思います。これに対して議論するという内容ではないので、自分の意見だけを言わせていただきます。

○石田（ち）委員

補正予算のところ、児童福祉費のところの若者の心と体の健康相談事業についてなのですが、オンラインを活用するのと対面型の相談をするということで、この対面型の相談というのはどこでやられるのか。それで、相談員の方が看護師、保健師、助産師、臨床心理士など専門知識を有する者ということで、文教委員会の資料からすると、最後に補正予算のところ委託料というものもあるのですが、委託した先でこうした専門家を配置してもらうという形になるのか、少し全体像を教えてくださいたいのですが。

○加島財政課長

対面型の相談会ですけれども、今所管課から聞き取っているところでは、児童センターを考えていると聞いております。ただ、相談のブースがほかの利用者から見えないように、奥まったスペースでやっていく必要があるという課題認識を持っているようです。

委託のところなのですが、今現在こちらの事業スキームを組むにあたって、他自治体でこういった心と体の相談事業に関する事業を受託していた事業者に話を聞いているそうです。これから契約なのでそこは限りませんが、そういった事業者の中で、資格のある者を確保して相談にあたるという体制を、この委託事業者では取っているようです。

○石田（ち）委員

児童センターを想定しているということなのですが、すごくセンシティブな相談になってくると思うのです。避妊に失敗してしまったとか、私たちはユースクリニックの設置をということを求めてきましたけれども、それが一歩進んだかなとは思っているのですが、そういった相談等もあるのかなと思う中で、入りやすいところというか相談に行きやすいところというのは、児童センターなのかなという思いはちょっと今、しました。今後、所管が進めていくところなので、そこは気にしていきたいと思えました。提案等もできたらいいなとは思っています。

委託のところは分かりました。

そして、その次に、子育て世帯お米支援プロジェクトですが、これも文教委員会の資料だと、電子申請による申込みということなのですが、多分今のお子さんの親となると、もう電子申請は既に行ける世代なのだと思うのですが、電子申請以外もできるのか伺いたいのと、子どもへの声かけや目視を行ってということなのですが、このお米を取りに行くということになっていると思うのです。なので、お子さんを連れて取りに行かないと駄目なのか、要は声かけや目視ができる形でないとお米はもらえないのか、それとももう申請した上で、親だけが取りにきて、もらえるのか、そこを確認させていただきたいと思えます。

○こしば委員長

すみません。あくまで総合的な包括審査の場ですので、答えられる範囲での質問をお願いしたいと思います。

○石田（ち）委員

そうですね。答えられる範囲でお願いします。

○加島財政課長

先ほどの児童センターの対面というところで、1点だけ補足させてください。今回所管のほうで児童センターを選択した理由としては、単に対面の相談のみを行うだけではなくて、10代の若者に対して、性や体に関する知識を普及啓発する場としても使いたいということで、今回は児童センターをまず試験運用のところで選択したというところでございます。

ご質問いただいたところで、お米のところなのですが、電子申請以外でもできるのかというところで、例えばスマホをお持ちでない方の場合でしたら、今、お子様1人学校から1台タブレットが支給されておりますので、そちらのタブレットからも申請できるようにということで、教育委員会事務局と調整を進めているところでございます。

それから、お子様を連れてお米を取りに行けるのかというところなのですが、親御さんの様子を確認することも大事なことだと思っておりますので、親御さんだけで取りにくることももちろん大丈夫でございます。

○松本委員

2周目で申し訳ありません。先ほどのトイレラック、トイレトレーの件で、タイミングとの関係でお伺いしたいのですが、これは建設委員会のところで出ていたトイレのネットワークのホームページを拝見すると、地方交付税が交付されている自治体だと緊急防災・減災事業債が使えると。これは確認なのですが、品川区の場合は都と区の制度の関係で、東京都が交付税交付自治体ではないので、結局品川区としても、ほかの自治体であれば使える緊急防災・減災事業債が使えないという理解でいいのかというところと、そうであるならば、本来は東京都が特別区に対して、何かしらトイレ

ラック、東京都が用意してくれているわけではないと思いますので、各特別区に対してこうしたときに使えるような予算があってもいいように思うのですけれども、そうしたものも特に準備されていないということでもいいのか、お伺いいたします。

○加島財政課長

地方交付税につきましては、委員からご案内ございましたとおり、東京都特別区は地方交付税不交付団体となっておりますので、ご指摘の債券については今回使うことができません。

それから、国の区・都の補助につきましても該当で使えるものがないかというのを調べたのですけれども、今回残念ながら使える補助はございませんでした。ただ、能登半島地震で派遣された職員の経験からですとか、やはり断水時に水洗トイレが使えず困っているという経験もございましたので、今回、クラウドファンディングを税外収入の手段として活用いたしまして、購入予算を提案したところでございます。

○松本委員

500万円がクラウドファンディングで、残りのところのお金はどのようにやられるのか、お伺いできればと思います。

○加島財政課長

こちらクラウドファンディング500万円以外の負担分につきましては、一般財源からの負担となります。

○松本委員

よく分かりました。やはり今の都区制度自体にもいろいろと問題があるのではないかなと個人的には思って、緊急防災・減災事業債が使えたら7割返済不要というお話で、残りの3割については自治体負担だけでも、クラウドファンディング、ふるさと納税を使ってくださいねみたいなスキームで全国的にはやられているのだと思います。これが品川区の場合は使えなくて、一般財源からやらないといけないというところは今の制度上の問題なのかなということがよく理解できました。ありがとうございます。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○西本委員

すみません、追加してしまいます。

先ほどお米の件がありました。これは歳入のところでもこの補助金を使われるのか、その場所を教えてください。

それと、これはお米代だけなのですね。計算したら2kg1,600円ぐらいだから、5,000円分なのでそういう計算なのかなということなのですけれども、それと選挙費です。今選挙の真っ最中なのですけれども、この30万円というのは何に使われているのですか。これはもしかして、例えば掲示板に48人しかできないので、そのほかにファイルとかそういうものための資金であれば、これは全部補助金が来ますよね、という確認をしたいのですけれども。

○加島財政課長

まず、お米の補助金なのですけれども、こちらにつきましては一般財源となります。今、829万円余の予算額を提案しておりますけれども、このうち620万円ほどがお米に関するお金、残りが配送料と事務費等になってございます。

それから選挙のほうですけれども、こちらにつきましては選挙本体ではなく、出前模擬選挙で使う物品を購入する予定でございます。

○西本委員

子育て世帯お米支援プロジェクトは一般財源ということは分かりました。

それと、模擬選挙はいつやるものなのでしょうか。というのは、これはもう選挙が始まっているわけだから、当然ながら提案するというのではもう既に計上されるべきものではないかと思うのです。これを追加というのには、何かそこに事情があったのでしょうか。

○加島財政課長

今回、第2回定例会で30万円の歳入を提案させていただきましたのは、30万円の寄附があったもので、今回歳入を計上いたしまして、歳出予算も組ませていただいたということでございます。

○新妻副委員長

3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、文化芸術・スポーツ活動支援事業の中のデフスポーツ啓発のところ、O n t e n n a というものを使うと聞いております。私も昨年、天王洲であったイベントのときに、このO n t e n n a を使わせていただきまして、非常に優れたものを感じました。

イベントでの活用時のO n t e n n a の機材自体というのは、区が持っているものなのか、どこが所有をして区がそのイベントで使うのかという、その仕組みを教えていただきたいと思います。

次に、トイレトラックです。トイレトラックに関しては、私も2018年、区議会の中で一番最初に提案をさせていただきまして、今回23区初で品川区が導入をするということで、その当時はトイレトレーラーでしたが、今回バージョンアップされたトイレトラックを導入していただくということで、大変に歓迎をしております。

何が大事かという、これは品川区だけが持つということではなくて、ネットワークをつくっていくというところがすごく大事だと思っています。石川県の地震でも二十数か所の自治体が参集をして、今も活用されていると聞いておりますので、品川区が声を上げて、23区の中でトイレトラックの導入を品川区が責任区として広がっていくように、取組をお願いしたいと思っております。

このクラウドファンディングの500万円ですけれども、これまで災害派遣トイレネットワークの中のホームページを見ますと、もう少しほかの自治体では、クラウドファンディングの金額が大きいような感覚があるのです。品川区は一応500万円ということで、これまで様々、子どもの食に関することでのクラウドファンディングをやっている金額が大体500万円ぐらいと認識していますが、そこが基準になっているのか、もう少し高い目標を持つことで、もう少しこのクラウドファンディングのお金が集まるのではないかという印象を持てるのですけれども、そこら辺の考え方や、また500万円以上集まった部分の活用の仕方を教えていただきたいと思います。

それと、最後にSDGsの部分です。ここは今回総務委員会、またはウェルビーイング・SDGs推進ファンドの部分が行財政改革特別委員会の部分での仕切りとなっておりますけれども、新たな事業ということで、西本委員とのやり取りも様々ありましたが、公明党はこれを反対するものではありませんけれども、やはり唐突感が少し否めないなという印象はありました。

大きな予算がついて、国からの補助金がある。また品川区からも2分の1ということで1,000万円のお金を出していく。また、当初予算でも反映をされている予算があるかと思えます。これをやはりうまくしっかりと形として残していかなければいけないと思っているその視点から、今回新たにしなが

わSDGs共創推進プラットフォームや（仮称）品川区ラボ、そしてまたこのウェルビーイング・SDGs推進ファンドという大きな核があると思いますけれども、その中で進めていく中で、その透明性であったり、また審査基準の明確化であったり、またはこの事業を進めていく中での、やはりファンドもやるわけですので、その責任の所在、それは区が進めていくものですからしっかり区が責任を持って進めていくということは当然だと思うのですけれども、この3点につきまして、SDGsの視点でのこの事業について、お答えをいただければと思います。よろしくお願いたします。

○加島財政課長

まず、Ontennaについてですけれども、機材自体につきましては区の所有ではございません。今回レンタルをいたします。こちらを活用するイベントなのですけれども、区民芸術祭でのダンス公演ですとか、11月に行われます「あつまれ！えばら」でのオーケストラ演奏、それからバンド演奏などでの活用を、今、所管のほうで考えているところです。

それから、4点目のクラウドファンディング500万円を今回設定した理由ですけれども、今回、他事業との兼ね合いを見てというところはございますが、今回3,000万円の中で500万円の寄附を募ります。区として防災に対してクラウドファンディングを実施するのは初の試みでございますので、ほかの事業との兼ね合いを見ながら、500万円にさせていただきました。

500万円以上集まったらということなのですが、こちらはトイレトラックの購入を目的として資金を提供してくださったこととなりますので、一般財源との兼ね合いで検討していかなければいけないと考えております。

○井添SDGs推進担当課長

ご質問いただきました、大きく3点のところについてお答えさせていただきます。

今回、自治体SDGsモデル事業として新たに提案いたしました、しながわSDGs共創推進プラットフォーム、それから（仮称）品川区ラボ、そしてウェルビーイング・SDGs推進ファンドの3事業でございますが、透明性、審査基準の明確化、それから責任の所在というところのご指摘でございます。

今後この総務委員会、それからウェルビーイング・SDGs推進ファンドに関しましては行財政改革特別委員会のほうで随時ご報告をさせていただくとともに、審査基準等につきましてもお示しをさせていただきますので、随時ご報告させていただいたタイミングでご審議をしていただければと考えているところでございます。

○新妻副委員長

Ontennaにつきましては今回リースということで、お値段がどのぐらいなのかというのはちょっと分からないのですけれども、様々なところで活用していただきたいという思いがあります。本年度事業としては「あつまれ！えばら」とか演奏会ということでもありますけれども、区が持っても持たなくても、リースするところとの仕組みがあればどこでも活用できるのかなとは思いますが、より多くの方が利用できるように、今検討されているイベントだけではなく、このデフという視点で、また聴覚障害の方がより一層いろいろなところで楽しんでいただけたところがあるのであれば、このOntennaを使うことも、もう少し拡充もご検討いただきたいということを要望させていただきたいと思います。

トイレトラックに関しましては分かりました。ぜひそこはアピールもうまくしていただきながら、多くのクラウドファンディングに参加していただける方を募集していただきたいと思いますし、値段によっては、このクラウドファンディングをしてくださった方の名前を載せるという自治体もありますの

で、そういうこともよくアピールをしていただければと思います。

そしてSDGsに関しましては、今後子細にまた委員会でのご報告もお願いをしたいところでありま
す。開示をしていただきまして、この委員会の中でも審議をした上で進めていただきたいと思いま
すので、よろしくお願いいたします。

○井添SDGs推進担当課長

ご質問について、少し補足をさせていただきます。

今、審査基準に関しまして、今後この総務委員会、それから行財政改革特別委員会でも報告させてい
ただきますが、例えばこの総務委員会の管轄の事業でございます（仮称）品川区ラボに関しましては、
応募資格などにつきましても、企業やNPO、大学、研究機関等で実証実験の遂行が可能であること、
また暴力団員等の構成会員による団体ではないというところの要件は整理をしていきたいと思ってお
りますし、例えば（仮称）品川区ラボで所管とのマッチング、対話ですとか調整をする上での実施の可否
を判断する観点といたしまして、現在、考えているところでございますが、まず提案者のノウハウなど
の活用が、区の行政課題等の解決に資するものであるかどうかというような課題解決の観点。それから
実施による効果でございます。区民サービスの効率的な実施、または質の向上に資するか、そういった
ところの観点。それから、成果に関するところもきちんと定義づけしてまいりたいと考えておまして、
成果はいつまでにといい時期、それから数値目標・指標、それからいつまでどのような状態になるのか
といったところが具体的でかつ継続可能なものになるかというような、成果についての基準といったと
ころも定義づけしてまいりたいと考えております。

あとは実施体制につきましても、人材の配置だけではなくて、その事業を実施する上での財務状況で
ございましたり、技術などのノウハウ等を保有しているかといったところ、それから責任体制が明確で
あるか、計画的であるかといったところの観点を実施の可否、マッチングを図る上での基準などにして、
検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○こしば委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 「国連を支える世界子ども未来会議 i n S H I N A G A W A」について

○こしば委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

それでは、(1)「国連を支える世界子ども未来会議 i n S H I N A G A W A」についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○井添SDGs推進担当課長

それでは、私から、「国連を支える世界子ども未来会議 i n S H I N A G A W A」についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

初めに、項番1の概要になります。本事業は昨年度に引き続き実施するものでございますが、この国連を支える世界子ども未来会議について、改めてご説明をさせていただきます。

項番1概要の少し下に目を移していただきまして、米印の「国連を支える世界子ども未来会議とは」というところをご覧ください。この国連を支える世界子ども未来会議と申しますのは、次世代の子どもたちがコミュニケーションを通じて、未来の課題であるSDGsについて解決を目指すものでございまして、一般財団法人ピースコミュニケーション財団が主催し、子ども家庭庁、外務省、国連等各関係機関が連携して実施するイベントでございます。

資料の上のほうにお戻りいただきまして、こちらの事業が令和7年8月に大阪関西万博で開催される予定でございまして、そちらに先駆けて、品川区の事業といたしまして、国連を支える世界子ども未来会議 i n S H I N A G A W A を開催いたします。次世代を担う子どもたちがSDGsの視点で品川区の未来を描くという取組でございまして、参加者を募集し、グループでのディスカッション、そしてプレゼンテーションを行うものでございます。

なお、各グループのプレゼンテーションの結果、最優秀と審査された1グループにつきましては、令和7年3月に東京都庁で開催予定の第5回国連を支える世界子ども未来会議と、令和7年8月に大阪関西万博で開催される会議に参加できることとなっております。

次に、項番2の日時、そして3番の会場でございますけれども、令和6年9月28日土曜日午後1時から午後5時10分までの予定で、区役所内の会議室および区議会の皆様のご理解により議場を会場として使用させていただきます。

次に、項番4の当日のスケジュールの予定でございますけれども、2部構成となっております、第1部でワークショップ、第2部でプレゼンテーションを行う予定でございます。

次に、項番5の参加者の対象と6番の人数でございますけれども、区内在住・在学の小学4年生から6年生を対象といたしまして40名を募集、応募多数の場合は抽せんを行う予定でございます。

次に、項番7の募集期間と8番の応募方法でございますが、7月11日から8月21日まで、電子申請・郵送で申込みを受け付けます。

次に、項番9の募集に関する広報等でございますが、各学校へのチラシ配布や広報紙への掲載、ホームページやSNSの活用など、今後幅広く周知を行ってまいります。

なお、チラシにつきましては、各学校を經由いたしまして、区立小学校・義務教育学校の4年生から6年生全員に配布させていただきます。本日の資料といたしまして、チラシを裏面に掲載させていただきますので、ご参照いただければと存じます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

2回目なのですね。去年もやったのでしたね。そもそものほうから入らせていただきますけれども、なぜゆえにこれをやろうとしたのかということをお聞きしたいと思います。

そして、主催の一般財団法人ピースコミュニケーション財団と品川区の関係性は何でしょうかということをお聞きください。

○井添SDGs推進担当課長

2点質問をいただきました。なぜこの事業を実施するのかということと、財団との関係でございます。

まずそもそものきっかけといたしましては、この財団から、国連を支えることも未来会議について、品川区で実施を検討していただけないかと照会があったということがそもそものきっかけでございます。子どもの意見を表明したり、子どもの参画を募るといったところで、あとはSDGsに向けてSDGsを推進していくというところで、品川区の考えに沿う事業提案であったために採用して、昨年度から実施するものでございます。

財団との関係ということでございますが、こちらの国連、国ですとか、あとはニューヨークの国連のほうに子どもたちの意見をつなぐというところの財団の活動に賛同し、この事業を区としても実施することになったものでございます。

○西本委員

この一般財団法人ピースコミュニケーション財団というのは、どういう財団なのでしょうか。ここの財団はいろいろな自治体に声をかけているものなのですね。それで、品川区はそれを選んだということなのか、そもそもこの財団のことをよく知らないのをお聞きください。それを選んだということだと思います。

それで裏面を見ると、テーマが「住み続けられる未来の品川区」というテーマなのです。最優秀賞に

選ばれたグループというのは、第5回国連を支える世界子ども未来会議に行くのですか。となると、今回のテーマと、この未来会議のテーマと合うのでしょうか。この辺のテーマの持ち方というのがどのように反映されるのか分からないので、教えてください。

○井添SDGs推進担当課長

財団についてのご質問、それからグランプリになったお子様たちが行く未来会議と、品川区の事業との関係性のご質問でございます。

こちらの財団に関しましては、国連、内閣府、外務省、東京都などとも連携の上、国連を支える世界子ども未来会議の主催をしているところでございまして、そのほかにも学校への出前授業なども実施しているような財団でございます。ほかの自治体に関しましては、品川区以外の自治体についても、広くこういう活動に巻き込めないかというところで照会をしていると把握しております。

あと、こちらの品川区のテーマにつきまして、「住み続けられる未来の品川区」というところがございますが、こちら、ほかの自治体に関しましては同様のテーマで、それぞれの自治体に関しまして、住み続けられる未来のそのおの自治体についてをテーマとして、各自治体のお子様たちが議論をするようなものでございます。

全体の世界子ども未来会議につきましては、昨年度の実績でございますが、それぞれからグランプリに輝いたお子様たちが、英語で会議の場で自分たちの自治体に関する未来の姿、そのために必要なことなどをプレゼンテーションした上で、SDGsの17のゴールのうち複数のテーマを選定した上で、改めてその場にそった子どもたちでワークショップなどの議論をして、また改めてそのグループごとに発表したというのが昨年の実績でございます。

○西本委員

財団の中身はもう少し私も調べてみたいと思います。どういう方々なのかと思っておりますが、この第5回国連を支える世界子ども未来会議というのは、別にテーマというのは、今回品川区が掲げたような要は品川区に特化したテーマというのは全然問題ない。国連を支える世界子ども未来会議としてのテーマが何かあったのかと思ったのですけれども、別に品川区に特化した考え方でいいのか、その全体の大会との兼ね合いが分からなくて、もう少し共通のテーマがあって、それでこの国連を支える世界子ども未来会議に参加するものなのかと聞いていたのですけれども、そうではないのですか。その関係がよく分からないので、よろしくお願いします。

○井添SDGs推進担当課長

国連を支える世界子ども未来会議、品川のほうでは品川区の未来について品川区の子どもたちが議論する内容でございます。全体の国連を支える世界子ども未来会議については、まず昨年では各自治体の子どもたちが発表するという時間を冒頭で設けました。そこでは、それぞれの自治体の未来をそれぞれが発表するというところでございまして、その国連を支える世界子ども未来会議全体としてのテーマとしましては、毎回SDGs17のゴールのうち1つか2つテーマを絞りまして、その内容について子どもたちが改めて世界の課題として議論をするところでございます。令和5年度の第4回国連を支える世界子ども未来会議につきましては、平和、それから気候変動といったところにテーマを据えまして、子どもたちが自分たちが考える課題ですとか課題解決策について議論をしたというところでございます。

第5回につきましては、まだ17のゴールのうちどちらをテーマにするのかといったところは決まっていないと聞いております。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○石田（ち）委員

対象が小学4年生から6年生で40名の人数ということで、昨年はどれぐらいだったのか確認させていただきます。グループ数を伺いたいのと、ここでグランプリを取られたグループが東京都で発表し、今回は関西万博でのということなのですけれども、そうすると、東京都から補助金とかも出るという形になるのか、そこを伺いたいと思います。

○井添SDGs推進担当課長

2点ご質問いただきました。

まずは最初に昨年度の実績でございます。応募人数につきましては40名ちょうどでございますので、抽選はしておりません。当日の参加人数でございますが、29名でございます。欠席が11名になっております。理由といたしましては、インフルエンザ等の体調不良が多かったと記憶しているところでございます。

昨年度のグループ数につきましては7グループ、当初40名で考えていたところなのですけれども、当日参加が29名に減ってしまったので、当日グループを再編いたしまして、7グループに編成をしたところでございます。

続いて、都の補助金につきまして、区で行った後に東京都庁で開催したというところでございますが、都の補助金については、令和5年度につきましては品川区で実施した国連を支える子ども未来会議 in SHINAGAWAにつきまして、東京都の家庭支援包括補助金が10分の10出ているところでございます。

こちらは東京都の先駆的事業家庭支援包括補助金の中のメニュー、先駆的事業のところは東京都の子どもの基本条例を踏まえた取組、子どもの意見表明ですとか子どもの参加といった事業が対象になるものでございまして、昨年度この事業を実施するにあたり、この先駆的事業のほうに申請をして、東京都からの協議を踏まえて年度末に採択されたというところでございまして、上限400万円のところ、昨年度の経費自体200万円でございますので、10分の10についてはこの都の補助金が出ているところでございます。

令和6年度につきましてもこの補助金については申請をする予定でございますが、ほかの自治体にも広がっているという点ですとか、あとは2年目というところでございますので、東京都の協議の結果、まだ交付の対象になるかどうかといったところは不透明なところでございますが、交付申請はしてまいりたいと考えているところです。

○須貝委員

国連を支える世界子ども未来会議、報告事項ということで意見を言わせていただければ、ロシアのウクライナ侵略を阻止できなかった国連の無力化というのは、もうこれは大人の世界では当たり前です。まして子どもたちから見ても、このようなことが許されるのかということを経験して、少なくとも報道とかマスコミとか、そういう手段がある国の子どもたちは、すごく大きな関心を持って見ていると思います。

実際、ガザの紛争の問題、アフリカでも紛争が起きていて、人権問題も各国で起きて、これだけ国連が機能していないということが明白になったら、私は「国連を支える世界子ども未来会議」ということはありますが、これはこれでいいとしても、やはり国連と切り離して、子どもたちが世界各国の言葉で、平和とかそういうことを呼びかける。そういう方法を取ったほうが良いような気がいたします。

現に今、我々もたくさん報道で見っていますが、食料や気候危機、不平等、紛争・暴力、貧困、軍縮、人権、教育、医療の様々な問題を思うと、これはこれで一つの手段としてはいいのでしょうか、何か別の方法を考えて、子どもたちが自分たちの手紙でも何でもいいですから、全世界にそういう自分たちの言葉や考えていることを送り届けるという対応をしたほうがいいのではないのでしょうか。

今は私は、大体子どもたちが国連を支えるということが本来変な話なので、非常に今は残念な気がいたします。せつかく未来会議ということがあるので、こちらはこちらで私は一つの意義があると思うので、進めていただければと思います。意見だけ言わせてください。

○こしば委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了します。

(2) 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例制定に伴う体制整備と相談事業の開始について

○こしば委員長

次に、(2) 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例制定に伴う体制整備と相談事業の開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

私からは、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例制定に伴う体制整備と相談事業の開始についてご説明いたします。資料をご覧ください。本年4月の条例制定に伴い、7月から設置・開始する相談や窓口等についてのご報告になります。

1番の附属機関につきましては、区長の附属機関としまして、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議を7月に設置いたします。任期は令和8年3月までで、公募の区民委員2名を含め、その他学識経験者と区内関係団体からの計10名での委員で構成されております。推進委員の会議内容等につきましては、次のページの別紙のように計画をしております。初回は7月30日です。

2の苦情・相談の申出体制につきましては、区民や教育関係者、事業者等からが、区が実施するジェンダー平等社会推進施策や性別等による差別的取扱い、その他ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項などのように、苦しい事情にあることについての申出を書類により受け付けます。審査の結果、苦情等の申出対象事項と認められる場合、申出者のプライバシーに配慮しながら関係者への調査を行います。その際、必要に応じて弁護士等の有識者からの意見を聴取いたします。

裏面に行きまして、3番と4番は7月から新たに開始される相談事業です。

3番のこころのカウンセリングSNS相談は、LINEを入り口にしたSNS相談事業です。チャットでの相談になります。電話や面接での相談に抵抗を感じる方や、若年層の方への相談の機会として開始します。

4番のにじいろ相談はLGBTQの専門相談です。予約制の面接と予約不要の電話対応を行います。こちらの相談では、当事者本人からだけでなく、家族や友人、教育関係者、事業者など、当事者を取

り巻く周辺の方々からのご相談など、どなたからでも相談を承ります。相談の日程は資料のとおりです。

5番の相談事業等の実施に関する周知は、区のホームページや広報紙、相談紹介のチラシやカードの配布、講演会・講座での周知を行うとともに、区内公立学校の生徒にはいつでも情報を入手できるよう、生徒たちの持つタブレットに情報を格納していくよう、現在教育委員会と調整をしております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

ジェンダー平等推進条例が制定されたことに伴って体制整備ということで、この品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議が、要は実行計画と申しますか、このジェンダー平等推進条例を実効性あるものにしていくためにはというところでの計画を立てていく大事な機関かと思っておりますけれども、この今の資料の一番上のところの説明では、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議を設置したと書かれておまして、設置して、メンバーはこれからということなのか、もう決まっているのか。第1回目が7月30日ということで、オンラインですけれども、そのメンバーはどういう方々なのか伺いたいです。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

今のご質問にお答えいたします。

7月に設置をするということで、今、委員の方々、書類が間に合っていない方がいらっしゃるのですが、基本的にはもう固まっている状態になります。内訳につきましては、公募の区民の方2名と、区内の関係団体から2名。あと、学識経験者ということで、大学の先生ですとか弁護士ですとか、あと当事者団体からの推薦の方を入れることになっております。

○石田（ち）委員

このジェンダー平等推進条例を策定するときのメンバーの方が似た感じで移行している感じではなくて、全く新しい品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議のメンバーになっているということかを伺いたいのと、次のこの苦情・相談の申出体制ということで、この苦情・相談は人権・ジェンダー平等推進課が受ける形になるのか、どこかそういう相談窓口が委託なり設置がされるのか。

それで、この対象事項というのが少し分かりづらくて、要するにどういったときなのかというのを伺いたいです。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

まず、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の委員につきましては、一般公募は純粋に区民の方々から公募いたしまして選んだところでございます。基本的には各団体に、例えば東京商工会議所品川支部ですとか、あと学校にお願いをしたりとか、団体にお願いをしたところに関しましては、どなたが挙がってくるかというのは、こちらのほうでは分からない部分がありましたので、そこに関しては、今、名前が挙がってきている方に関しては、新しい方も同じ方になった方もいらっしゃいます。ほぼ半々ぐらいの感じになるかなという感じになっております。

2つ目です。苦情につきましては、こちらの申出は区で受け付けます。人権・ジェンダー平等推進課のほうで受け付けをします。

少しこちらの内容について分かりにくいということでしたが、例えば区が実施しているジェンダー平等推進施策に関することということだと、例えば区のチラシですとかそういうもので、性別役割分担

意識を助長するようなイラストがついている。例えばいろいろなイベントのお知らせに、女性が例えばエプロンをしているような、女性が家事をするというようなものをアピールするような形で、それに男性も混じっていれば別にいいのかなと思うのですけれども、例えばそういう形で抽象するようなイラストがありましたというような苦情というか、お問合わせですとか、性別等による性差別的扱いや、その他ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項につきましては、例えば性別等により会社内で差別的な扱いを受けていて、どこに言ったらいいいのか分からないという話でしたり、LGBTのような方がいらっしゃること自体が許せないという話をずっとされているというような理不尽な内容について、今までご相談として承ってきたものも多いですけれども、そういう苦情という形で受け付けることもできるようになったというご報告です。

○石田（ち）委員

分かりました。このジェンダー平等なので、主に今おっしゃられた社会的な役割分担ということで、女性らしくとか、男性なんだから男性らしくということで押しつけられてきた、そういう役割分担ですけれども、やはり大きく女性が虐げられてきたという状況があると思うのです。なので、多くの女性が低賃金だったりだとか、そして女というだけで排除されたりという、そういう様々苦勞していたわけですので、この品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議は女性が多く、半数以上いるといいなと思っているのですが、そのメンバー構成的には男女比はどうでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

推進委員の男女比につきましては、今のところ女性の割合のほうが多いような形で構成される感じになっております。特にすごく調整をしたというよりは、各団体にお話をしたところ、そういう方が挙がってきたというところも要因としては多いです。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○西本委員

幾つか教えていただきたいと思いますが、まず附属機関の設置なのですけれども、これは役割は何でしょうか。一応別紙に開催予定、内容が書いてあるのですけれども、この方々は何をする役目なのでしょうか。

それで、令和8年3月までということなのですが、その後はどう考えられているのか。

そして、区内関係団体代表者と書いてあるのですけれども、いずれにしても議事録が出るのですよね。議事録が出てこないとおかしなことですけれども、議事録の有無も含めて充て職が多いと思うのです。今まで何とか評議委員会とか審議会とかいろいろなそういう方々をお願いしているのですけれども、何かどこかで見たとのことのあるお名前だとかというのが結構いっぱいあって、そういう充て職的なものではないですよね。どういう方々が来られるのでしょうか。区民は公募されるのかなと思うのですけれども、区内関係団体代表者というのが少し気になる場所なので、それをまず教えてください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議につきましては、何をするかということですが、今、別紙につけさせていただいた内容は、例えばこういう形でやりますというふうになりますけれども、基本的には条例のほうに載っています推進計画の策定・評価、選考その他推進計画に係る重要事項ですとか、区のジェンダー平等社会推進施策に関する事項、前に挙げたもののほか、区におけ

るジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関するものとして、ここが必要と認める事項というような内容について、いろいろ議論を交わしていただくような形になっております。

今年度につきましては、秋頃に「男女共同参画のための品川区行動計画の概要について」というものを来年度検討し直すというところにあたって、まずその前に、今年の9月に人権に関する区民意識調査ですとか、ジェンダー平等に関する事業所状況調査を実施いたしますので、そちらのほうの内容などをご相談したり、その中間報告を受けて、再来年の計画について検討していくような形になります。

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の内容につきましては、議事録を上げさせていただく予定になっております。

充て職かどうかという話ですけれども、区内関係者につきましては、東京商工会議所の品川支部と、学校長からお1人出ていただくことになっております。あと、学識経験者に関しましても、例えば性の多様性に関する団体にご相談しまして、そちらのほうから推薦をしていただくというような形で、リプロダクティブヘルス/ライツに関して専門の団体にご紹介をいただきまして、その中の団体の方からご推薦をいただいて、相談していただいているというような状態になっております。

○西本委員

附属機関の設置目的というのは、多分この資料を見ると、ジェンダー平等社会推進計画の改定がいろいろあるので、それを最終的にはつくるということなのかなと思うのです。なので、それをつくった段階で、一応この附属機関の役割は終わりということになるのかなと思うのですけれども、その後何か考えられていないのかなと思います、その辺は今のところどうなのでしょうかとということです。

それと、やはり現場の状況を知っている方々にメンバーになっていただきたいのです。だから、充て職という言い方が少し変かもしれないですけれども、こういう審議会とかいろいろ見ると意見を言わないのです。要はまとめるのが事務局という形で、行政側だと思うのです。けれども、なかなか意見が出ないのです。はい、これは終わり、みたいな状況になってしまうのです。

そうではなくて、専門的な方とか、現在活動されている。そういう意味ではいろいろな団体からの推薦が入ることなので少しは安心なのですけれども、これから非常に大切な事業の一つだと思うので、やはりこれからのことを考えている今現在関わっている、現在苦しんでいる、問題意識をかなり持っているという方々をぜひお願いしたいと思っています。これはメンバーの一覧を見てからまた再度話をしたいと思っています。

それと、苦情・相談の申出体制なのですが、先ほどもいろいろ話はあったのですけれども、これは誰が採用して、誰が対応するのでしょうか。多分実際この被害があるという方々も、相談業務の中に入ってくるのではないかなと思うのです。私はこういうことをされた、ああいうことをされたというような類いのものも入ってくるのではないかなと思うのですが、これはどういう相談、先ほど少しありましたけれども、そういう被害者みたいな方々の仲裁も含めた相談の窓口になるのか、もう少しお知らせいただきたい。やはり専門家でないともまずい、専門家でないといけないですね。なので、そういう専門家の方々が対応されるのか、その辺を教えてください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

先ほどお答えできなくて申し訳ありませんでした。品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議のその後ということですが、また2年の任期で同じく10名お集めして、推進会議を続けていくという形になっております。

内容についてはその先の計画ですとか、そのときのジェンダー平等推進の施策についてのご相談です

とか、そういった内容になります。

苦情の申出体制につきましては、人権・ジェンダー平等推進課のほうで承ることになります。ただ、その内容によって、例えば法律的な見地が必要であったりとかという場合は、法律の相談をさせていただくような形になりますし、例えばその内容によっては専門団体の話が必要であれば、そういう方々に話を聞くという形で、相談しながら進めていきたいと思っています。

○西本委員

多分いろいろな相談が入ってくると思うのです。多分それを振り分ける人というのも、それなりの知識がないと振り分けられないと思うのです。品川区のいろいろな部署によって、いろいろな相談を受けていますよね。だから全体を網羅して、こういう場合にはこちら、こういう人はこちらと結構いろいろなところでやっているのに迷うし、多分職員の方々もそれを全部網羅されているのだろうかと思うのです。時には保健所などもそうだと思うし、もしかしたら児童相談所になるのかもしれないし、いろいろあまりにも相談業務をされているところがたくさんあるので、そこにアクセスする側も、どこに行ってもいいか分からないと思うのです。

なので、告知するのはいいのですけれども、人権・ジェンダー平等推進課だけではなくて、品川区全体としての窓口というのはどういう窓口があって、どういうときにどういうところにアクセスすればいいかという、課長の仕事ではないかと思うのですけれども、ぜひやってほしいと思うのです。これは企画課なのでしょうか。どこになるのでしょうか。あまりにも複雑すぎてということについて、ご見解をお聞きしたいのです。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

相談の窓口についてのご質問かと思うのですけれども、確かに各種相談、いろいろな窓口がございます。人権・ジェンダー平等推進課のほうでもいろいろな相談、今、女性相談、女性相談員による相談で、DVとカウンセリング相談と法律相談をもともとやっておりまして、それに追加してSNSのこころのカウンセリングSNS相談と、にじいろ相談を始めるという話になるのですけれども、ほかの相談をしている部署ですとか、区役所の窓口の方々と比較的連携が取れていると思います。紹介されて来たという方もいらっしゃると思いますので、こういう相談窓口があるので来てくださいという方もいらっしゃるれば、もちろんご自分で探していらっしゃる方もいらっしゃいますし、例えばカウンセリング相談をスタートに、そこで紹介されて、別の日の法律相談につなげてとかというようなやり方もしておりますので、比較的相談窓口ですとか相談を受けやすい窓口とは連携して、お一人の方に対して対応しているというような形になっているかと思えます。

○西本委員

やはり相談をしたい側からすると、どこに行ってもいいか分からないのです。だからいろいろな部署から来ましたというのはわかります。それをたらい回しと言うのです。

そうではなくて、やはりある程度こういう専門家がいますというのを、きちんと一覧でもいいから作ってあげないと、中でも混乱するし、アクセスする側もアクセスしづらいことになるので、そこを誰がまとめるのでしょうか。課長が全体を網羅するわけではないと思うので、学校などもそうですね。区長部局にもいじめの相談などもあるし、HEARTSなどもあるし、区民相談もあればいろいろな相談窓口が名前を変えてあるのです。それは誰がまとめられるのですか。まとめないのですか。誰がやってくれるのですか。これは企画課ではないのですか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

すみません、ちょっとお答えとは違うかもしれないのですが、区の中でいろいろな会議体がありまして、例えば自殺だったり配偶者暴力だったり、いろいろな会議体の中で、どこでこういう相談をしているとか、こういうケースでこういう話を聞いているとかという話は、同じ会議体としてつながっているところもありますので、その中で情報交換したりですとか、先ほど委員のほうからたらい回しというお話はありましたけれども、例えばカウンセリング相談は何の相談でも受けておりますので、例えば気分が落ち込んでいるという方の話を聞いていくと、家の中でちょっとモラハラに遭っているような話だったりすると、そこをクリアにして、ではその相談が必要なのであればDVの相談も受け付けられるので、DVの専門家に相談しましょうかということでお話を承って、その後、やはりよくよく考えたら自立して離婚したいとかいうお話になると、では法律相談のほうでどういう手段になるのか相談しましょうという形で、たらい回しとか、その方の相談の内容がクリアになるにつれて相談内容がはっきりしてくるという場合もありますので、そういう形でうまく区の中のいろいろな専門家の相談を使っていただくような形で、それぞれの部署と連携してやっていければいいと考えております。

○西本委員

いろいろな部署の方々、相談業務の窓口ができていて、専門家の方々もたくさんおられて、それは分かるのです。でも初期なのです。アクセスする仕方が分からないと言っているのです。なので、奥に入ってきて、こちらが専門的ですからこちらとリファーしていくわけでしょう。それはいいのです。リファーは当然ながら専門家の関係だから。それも区のほうはちゃんとそういう場があるから、適正にここに相談というのにつなげてあげられるといいのですけれども、始めのスタートです。

だから、例えば、本来は窓口1個で何でも相談、よろず相談というところを入れて、そこが自動的に担当に振り分けられるというのだったらありがたいのです。どこに行っていけば分からない。それもどういふものを受けられますかというのが不明瞭なのです。分からないのです。だから、ここでは区としてその相談業務というくくりの中で一括してやるのだから、多分企画課か総務課か、たくさん相談を受けますよと言ってきているのだから、どういふときにどこにアクセスすればいいかというのを一覧にすればいい話なのではないのですか。それはできませんか。

○柏原区長室長

多分、周知のありようの話なのではないかと思います。区のほうでは相談窓口がたくさん、今もご説明申し上げたとおりありまして、専門的に、例えば児童相談の業務であったりとか、そういったところはもうそこに特化した形で、もう相談というのを決めてほかには関わらず、ここに相談したいという方もたくさんいらっしゃる窓口がありまして、ただ、委員がおっしゃるように、その入り口が分からない、どこにどうやって相談したらいいのか。

それぞれの窓口でどういった相談をやっているかというのは、区のほうでもホームページであったりとか、それぞれ所管の資料等でお見せしているところなのですが、そこが多分周知が行き届いていないというところの部分でつながってきていると思うのです。

一括の窓口があるというのは、これは一つの考え方であろうかと思います。それは今後の区役所の窓口のあり方の中で検討していく部分ではありますが、それで全て解決するかというと、そうでない部分もあるというのは区側でもいろいろな相談を受ける中で理解しているところでもありますので、どういった形が一番よろしいのか。多分ベストというのはなかなか難しい課題だとは思っていますので、ただ、どういった相談はどこに行ったらいいのだというのが分かりづらいところがあるというのは、それは事実であると思いますので、これは区全体の中でさらに追求を進めていくことが必要なのだろうと理解を

しておりますので、今後も引き続き取り組みながら検討していこうと思っております。

○西本委員

では、意見としてまとめます。

ジェンダー平等というのは今とても大切な事業の一つであるし、それゆえに1人で悩んでいるという人もたくさんいて、けれどもどこに相談していいのかわからないというのが大半だと思います。なので、品川区はいろいろな相談の場所があって、いろいろな横のつながり、縦のつながりがあるわけですから、その中に入ってくればそれなりに対応できると思います。もうしていると思います。でも入りづらいということなんです。

だから、私は理想ですけども、例えばホームページで相談したときに、今はAIなどがあるわけだから、支え愛・ほっとステーションとかがあって、そこになんとか相談をしたいといったときに、じゃあ、あなたはここがいいですよとか、まずそこにアクセスしてもらおう。もちろんそこではないかもしれない、対応するのが違うかもしれない。でも、まずアクセスしてもらおうというのが一番大切なことなので、特にこのジェンダー平等とかに入ってくると、もっといろいろな意味で悩んでいる方とかがたくさんいると思うのです。

なかなか外に出られない、言えないという人たちがたくさんいるという想定になると、やはり気軽に話ができるという一番最初のアクセスの方法というものをまとめてあげるとするのはとても親切なことだと思うので、どこでやるのかわかりませんが、全体を網羅する形で、何かしらつくってもらいたいと要望をさせていただきます。お願いいたします。

○松本委員

ひょっとするとほかの質問と重複するかもしれないのですが、今議論をお伺いして、結構入り口の話がたくさんあったのではないかと思います。出口と申しますか、調査などを行った後の結果の後の話なのですが、これは今日の資料を拝見すると、調査した結果というのは、申出者に対して通知するとなっているかと思えます。

これは人権侵害が起こっている場合の話を出しますので、通知されて、ではそれをどうしようかという話になってくると思うのです。これ、私も条例審査のときにもう少し検討すればよかったかなと反省しているのですが、では条例上どうなっていると言ったら、これは区長は、申出とかがあった場合には適切に対応するという条文構成になっているかと思えます。

他の自治体の男女共同参画系の条例を見ると、ここがもう少し具体的に書いてあったりして、例えば原因となった関係者に対して指導するとか、要請するとかというところまで書き込んでいる条例もあるかと思えます。そういうふうに考えると、今回の申出体制というところも、申出者に通知するだけではなくて、少なくとも条例上は適切に対応すると書かれているので、一定程度は何か行政指導のようなものが行われるように考えたほうが良いと思うのですが、その裁定構築についてはどうなっているか伺います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

調査のお話についてですが、申出を受けて、まずその方がどういう対応を望んでいらっしゃるかというところが一番重要だと思います。それを改善するために、会社とか、そういう人権侵害をされた方に対して、何かしら訴えを一緒に起こしてほしい、起こすための何か方法ですとか手段になるようなものを必要としますという話であれば、そちらに関してはアクションを起こしていくような形になるかなとは思いますが、例えばそれに対して、ご本人があくまでもそれを望んでいらっしゃらない場合も

ある可能性がありますので、その方に寄り添いながら、調査の内容は内容としてご報告申し上げて、その後の流れにつきましては、ご本人とご相談しながらやらせていただくような形を考えています。

○松本委員

おっしゃるとおりで、調査の結果が来たときに、その後申し出された方が何を望まれているかというのはいろいろあると思います。それこそ医療機関を紹介してくださいということもあるかもしれないし、裁判を起こしたいですという方もいらっしゃるのかもしれない。ただ、多分行政にいらっしゃる方で一番望まれるのは、職場に指導してくださいとか、これが例えばそれ以外の家庭の問題だったら、ちょっと何かパートナーに言ってくれませんかというふうなことを望まれるケースも多々あるかと思います。

今のお話だと、そういう指導も望めば行っていただけるとお伺いしているのか、もう一度お願いいたします。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

ご本人が望めば、そういう形での、まず調査の段階の時点で例えばオープンにするかどうかも含めて、ご本人のご希望に沿って、結果、その事実があったということをどのような形で会社ですとかその対象に対して伝えていくかということも含めて、一緒に取り組ませていただくような形になります。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○新妻副委員長

何点かお伺いさせていただきます。

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例の策定におきましては、前任の課長のときの男女共同参画の課長時代に大変ご苦労されながら作られた条例かなと思っています。いよいよ具体的なことが進んでいくわけなのですけれども、今のやり取りの中でありました内容で、少し確認させていただきます。

まず、この附属機関の設置ということで、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の議事録はたしか公開と伺ったかと思いますが、この会議自体の傍聴はできるのかというところを確認させていただきたいと思います。

あと、2点目の苦情・相談の申出体制ですけれども、ここは本当にこういうものがあるということを広くこれからも周知を進めていただきたいと思うのですが、ここにあります区民等の「等」というのが、区民以外でも受け付けるという認識でいいのでしょうか。「事業者等」とありますので、事業者の中の方には区民以外の方も当然いらっしゃるわけですから、そういう方も含めて区民等ということの表記がされているのか。

そして、申出の方法なのですが、苦情等申出書というのがここにありますが、これはフォーマットを作られて、ホームページ等にも公開していただけるのか。そういうものはなくて、何か書面にして持ってこられたものがその申出書になるのか。もしなければ、フォーマットが何かあると相談がしやすいのかなとも思いますので、それは作成をお願いしたいと思います。

ジェンダー平等推進センターとなっておりますが、これはきゅりあんの3階になろうかと思うのですが、区に相談をするとすると、やはり区民の方等は相談先は区役所と思われる方が非常に多いと思いますので、この場所をしっかりと明確に分かるような周知も進めていただきたいと思います。

これは区役所の中の受付がないという認識になるのですよね。この申出というのが、このジェンダー平等推進センターのほう一本となるのでしょうか。その確認もしたいと思います。

それと、こころのカウンセリングSNS相談が7月1日、昨日から始まったということでいいのでしょうか。6月21日には区のホームページにも公開がされておりましたので、もし昨日の段階の相談がありましたら、状況をお知らせをいただきたいと思います。

あと、にじいろ相談につきまして、これはちょっと表記の単純なミスでしょうか。面接の予約制ということで10時から11時、受付は11時45分までとなっているのですが、この時間帯をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

幾つかあったと思いますので、順番にお答えさせていただきます。

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の傍聴につきましては、可能でございます。

また、苦情受付の体制の周知に関しましては、すみません、前後になってしまいますが、まず受付機関はジェンダー平等推進センターのほうで一本化して受付を行います。様式はございますので、ホームページ等でも公開いたしますが、お話を伺いたい部分もありますので、ご持参いただくか、郵送で送っていただくというような形を取らせていただく予定になっております。

ジェンダー平等推進センターの場所自体は、きゅりあんの3階になっております。今回、別の内容ですが、ジェンダー平等の条例ができましたという内容で、今、民生委員協議会ですとか、全ての町会長会議ですとか、区内の商工会議所の役員会ですとか、いろいろな場所で条例のご紹介をさせていただくときに、必ずジェンダー平等推進センターがきゅりあんの3階にあって、こういうご相談を受けております、皆さんからもご相談を受けますので、ぜひこういう形で使っていただければというご紹介もさせていただいておりますので、皆さんになるべくそういう場所で、ジェンダー平等推進センターがきゅりあんの3階にありますということも、口頭も含めて周知を進めていきたいと思っております。

こころのカウンセリングSNS相談に関しましては、昨日から始まっておりますが、終わった時間が遅いのもありまして、今日の朝結果を聞いてくることはできませんでしたので、申し訳ありませんが、こちらのほうは不明でございます。

にじいろ相談の受付の時間ですが、確かにこの時間ですと受付が出来かねると思います。11時45分までの受け付けは、面接の予約制のほうの受付時間ではなくて、電話の受付自体が11時から12時までの電話も受け付けますので、そちらの1行が抜けております。面接が予約制で10時から11時まで、その下に、電話が午前中11時から12時も受付をいたします。こちらのほうの受付が、午前中の場合は午前11時45分までということになっておりますので、そちらの1行が抜けております。失礼いたしました。

○新妻副委員長

苦情処理の申出書に関しては、これはフォーマットがあって、もうこれは区のホームページに公開するというのでいいのですね。分かりやすくそこはお願いしたいと思います。

そうすると、にじいろ相談に関しましては、面接の場合というのが、この1時間だけが面接の時間ということなのですね。そうすると1組ということなのではないでしょうか。ご相談されると1時間ぐらいかかってしまうと思うのですが、これは1組しか受けられないというぐらいの感じなのではないでしょうか。もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

にじいろ相談の面接につきましては、1日1件ということで、全ての相談が長くて約50分程度を想

定しております。ですので、電話相談に関しましても50分で一区切りということで考えております。もし面接の数が多くなってくるとしたら、また検討することは必要になるかと思っておりますけれども、なかなかやはり他区の話聞いていまして、まず最初から来てというよりは、お電話の対応のほうが多いとは聞いていますので、お電話した後に例えば面接を希望されるということもあるかもしれませんが、今のところこの体制でやらせていただこうと考えております。

○新妻副委員長

SNSでの相談、またこの面談、面接・電話と展開をしていただいているので、まずはここから始まるのかなと思いますが、時間帯の設定に関しても、ご相談の方が受けやすい時間、平日の夜がいいというケースもあるかもしれません。事業者の方がいれば、仕事の後にそのまま夜の時間帯でということもあろうかと思ったり、また、働いている方はなかなか日中とかは難しいというケースもあるかもしれないので、今後の状況を見ながら、そこはしっかりご相談が受けやすい体制をまた今後整えていただければと思います。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○西本委員

1点だけ。今の続きで、にじいろ相談では、どういう立場の方が担当されるのかということと、先ほど新妻副委員長の質問の中で、申出対象者が区民等、事業者等という「等」が入っていたのですが、それは何でしょうかというのが入っていたと思うのですが、この点をお願いします。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

すみません、漏れておまして申し訳ありませんでした。苦情の受付に関して「区民等」というところは、区民ではなくても、例えばその被害を受けたのが品川区内であるとか、事業者が品川区内にあるとか、いろいろなパターンが考えられますので、「等」とさせていただいております。

にじいろ相談の担当に関しましては、専門家というか専門団体に依頼しておまして、そういう相談の実績があったり、当事者の方々に構成されているような場所をお願いをしております。NPO法人共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワークというところをお願いをしまして、毎回同じ方がいらっしゃるわけではなくて、この団体からいろいろな立場の方々、ただ、そういう相談を日常的に受けるお仕事をなさっている方という形でお願いをしております。

○西本委員

にじいろ相談を受けていただくところは委託されるという認識を今持ったのですが、そうすると、先ほどいろいろな相談が来ますねということの中で、適切に品川区にはこういう相談窓口があります、いろいろありますね。法律的なところが必要だとか、そういうのも全部知っていただけて対応していただけるということですか。やはり相談というのはいろいろなものが入ってくると思うのです。その場合、そこで完結すればいいのですが、そうではない場合も往々にしてありますので、その振り分け、役所の中の状況を知っておかないと振り分けられないというところがあるので、そこを全部ご説明をしていただけてやっていただけるということの理解でよろしいですか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

こちらの団体に関しましては、もともと区ともいろいろな講座などでつながっていて、お話をよくしている団体でもありますし、もちろん受けていただく際にそういうような説明は一通りさせていただいていることと、先ほども申し上げたとおり、相談経験は他区ですとか自分の団体とかでも受けている状

態でありますので、例えばこういう場合は、品川区だったらここだし、こういうところもありますというのは、様々ご紹介いただけるような形に考えております。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時06分休憩

○午後1時09分再開

○こしば委員長

ただいまより、総務委員会を再開いたします。

(3) 五反田文化センター音楽ホールほか2室天井下ネット設置工事請負契約

○こしば委員長

続きまして、(3) 五反田文化センター音楽ホールほか2室天井下ネット設置工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、契約に係る報告事項についてご説明いたします。

本日の報告事項(3)から(8)までの案件につきましては、予定価格9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものでございます。

それでは、資料の2ページをお開きください。

ご説明の前に1点、今回の資料について誤記がございます。4ページの5の工事概要のところ、ネット設置工事の説明文のところ、2行目になりますが、一番右側に「設置機器落下」とありまして、次の行の冒頭にも「落下」と文字が重複しております。大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

それでは、資料の説明に戻ります。2ページにお戻りください。(3) 五反田文化センター音楽ホールほか2室天井下ネット設置工事請負契約でございます。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は3ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億1,810万7,000円、契約の相手方は、株式会社ライフシステム代表取締役、古澤照男氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年3月14日でございます。

おめくりいただきまして、4ページの工事概要書です。本工事は音楽ホール等において、大規模改修工事までの間、大地震の発生に備えて天井材や設置機器の落下防止のため、天井ネットを設置するものでございます。参考に、5ページに建物の案内図と配置図、6ページに立面図をつけてございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

これは、昨日も音楽ホールの工事という形で審査したのですけれども、この天井下ネットというのは、工事の安全性を踏まえたものなのですね。これは一緒にはできなかつたのでしょうか。別々にする案件だったのででしょうか。昨日と今日と一緒にできなかつたのか、別として出さなくてはいけなかつたものなのか、その辺の事情を教えてください。

○長尾施設整備課長

まず、今回施工するネットの安全性ですけれども、ホールの天井の荷重を、もし仮に落ちたとしても十分支えられるような丈夫なネットで計画しております。

別々にする必要があつたのかというところですが、昨日ご審議いただきましたのが、ホールの音響設備等の電気設備になりますので、今回のネット設置については建築工事になりますので、分けて発注しているということです。

○西本委員

分かりました。

○こしば委員長

ほかに質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) (仮称) 八潮在宅子育て支援施設設備機械設備工事請負契約

(5) (仮称) 八潮在宅子育て支援施設整備電気設備工事請負契約

○こしば委員長

次に、(4) (仮称) 八潮在宅子育て支援施設整備機械設備工事請負契約および(5) (仮称) 八潮在宅子育て支援施設整備電気設備工事請負契約につきましては、関連する内容のため、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、報告事項(4)および(5)につきましては同じ施設の設備の工事のため、一括してご説明いたします。

報告事項(4) (仮称) 八潮在宅子育て支援施設整備機械設備工事請負契約についてご説明いたします。資料は7ページです。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札結果は8ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

7ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億4,520万円、契約の相手方は、ライフバル・野田建設共同企業体、代表者、東京ガスライフバルカンドー株式会社代表取締役社長、大泉正弘氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年3月17日でございます。

おめくりいただきまして、9ページの工事の概要書です。本工事は昨日ご審議いただきました(仮称)八潮在宅子育て支援施設整備工事に関連し、空調換気設備、給排水衛生設備等の機械設備の工事を行うものでございます。

続きまして、報告事項(5) (仮称) 八潮在宅子育て支援施設整備電気設備工事請負契約についてご

説明いたします。資料は10ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は11ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

10ページにお戻りいただきまして、契約金額は8,788万5,600円、契約の相手方は大崎電設株式会社東京営業所、営業所長濱崎正氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年3月17日でございます。

おめくりいただきまして、12ページ、工事の概要書です。本工事は（仮称）八潮在宅子育て支援施設整備工事に関連し、電灯設備、動力設備等の電気設備の工事を行うものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

ここは太陽光発電設備があるのですけれども、これはどれくらいのものがつくのか、太陽光パネルがつくということでもいいのですよね。それで何ワットなのかというのはわかりますか。

○長尾施設整備課長

こちらの建物の屋上に、太陽光発電パネルを設置する予定です。パネルの容量としては、今、5.9KW程度を計画しております。

○西本委員

防犯カメラ設備工事というのがあるのです。防犯カメラというのは何か所あって、これは今保育園でもいろいろ防犯カメラをつけていますけれども、どういうところにどういう目的なのか、お聞きしたいのですけれども。

○長尾施設整備課長

防犯カメラにつきましては、主に建物の出入口の部分につける予定ですので、出入口の外側につける予定となっております。あとは出入口のほか、オアシスルーム、ブックカフェ、あとパパママカフェといった居室部分に関しても何点か設置する予定にしておりまして、全部で7台を予定しております。

○西本委員

今の施設は、防犯カメラ設置というのは当然必要になってくるのですけれども、ただ、ここは利用者が拡大してくるので、多分見れば分かるかと思うのですけれども、気にされる方もいるのではないかと思います。なので、プライバシーとかいろいろなことを言って来やしないかと少し心配なのですけれども、逆に安全だという方もいらっしゃると思うのです。そういう抑止もありますね。そういう犯罪とかがないようにするというのもあるのですけれども、だからこれを公表していいのか悪いのかよく分からないのですけれども、防犯カメラが設置されていますよと何かしら告知というか、お知らせしておく方がいいのかなとも思うのですけれども、それはどういう形にした方がいいとお考えでしょうか。

○長尾施設整備課長

カメラを設置していることを伝える伝えないとか、伝える場合はその伝え方というところは、施設の主管課とも相談して決めたいと思います。親子連れだけではなくて、子どもだけでも遊びに来る可能性もありますので、そういった安全とか安心に関わる部分になってくると思いますので、そういったところをよりよくしていけるように主管課と相談していきたいと思います。

○西本委員

これは難しいところですよ。安全だという人もいれば、いや、プライバシーと思って気にされる方もいらっしゃるし、伝え方は難しいとは思いますが、今後いろいろな施設でやはり防犯カメラが設置されるようになってくると思うので、その使い方を少し工夫していただいて、ある程度の方針というか考え方がまとまってもらえればいいかなと思います。よろしくお願いします。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○松本委員

先ほど石田ちひろ委員からの質問で、太陽光パネル、太陽光発電設備の話があったかと思うのですが、これは昨日の議論で、ここは都営住宅があつてという話があったかと思うのですが、設置するのはどこに設置するということですか。

○長尾施設整備課長

この子育て支援施設が入るのが建物の1階部分になりまして、その上に都営住宅が乗っています。その同じ建物の屋上部分の一部に設置する予定となっております。

○松本委員

そうすると、建物の所有は都かなと思っていて、そこは都和協議して置かせてもらうようになっているという理解でよろしいですか。

○長尾施設整備課長

はい。太陽光パネルの設置については、都和協議した上で設置することとしております。

○松本委員

なかなか都の施設に区の太陽光パネルを置けるというのはあまりイメージがなかったので、理解できませんでした。多分今後もそういう、都に限らず国の施設とかと一緒にやっているパターンはいろいろあるのかなと思いますので、できるだけ改修工事とかをする際には敷設していただけるよう、交渉していただければと思います。

○こしば委員長

ほかはよろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修機械設備工事請負契約

(7) 大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修電気設備工事請負契約

○こしば委員長

次に、(6) 大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修機械設備工事請負契約、および(7) 大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修電気設備工事請負契約につきましては関連する内容のため、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは続きまして、報告事項(6)および(7)は同じ施設の設備工事のため、一括してご説明いたします。

まず、報告事項(6) 大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修機械設備工事請

負契約についてご説明いたします。資料は13ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は14ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

13ページへお戻りいただきまして、契約金額は1億516万円、契約の相手方は東海管工株式会社代表取締役、石井幹男氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年6月30日でございます。

おめくりいただきまして、15ページ、工事の概要書です。本工事は、昨日ご審議いただきました大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事に関連しまして、空調設備、換気設備等の機械設備の工事を行うものでございます。

続きまして、報告事項(7)大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修電気設備工事請負契約についてご説明いたします。資料は16ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は17ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

16ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億4,630万円、契約の相手方は三英・大三建設共同企業体、代表者、三英電業株式会社代表取締役大場雄介氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年6月30日でございます。

おめくりいただきまして、18ページ、工事概要書です。本工事は、大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事に関連し、電灯設備、動力設備等の電気設備の工事を行うものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 八潮北公園ナイター照明LED化その他工事請負契約

○こしば委員長

次に、(8)八潮北公園ナイター照明LED化その他工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

続きまして、報告事項(8)八潮北公園ナイター照明LED化その他工事請負契約についてご説明いたします。資料は19ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は20ページの入札状況調書に記載のとおりです。

19ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億7,050万円、契約の相手方は三英・鶴田建設共同企業体、代表者、三英電業株式会社代表取締役大場雄介氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年3月14日でございます。

おめくりいただきまして、21ページ、工事の概要書です。本工事は野球場、庭球場の照明器具および変電設備の交換工事を行うものでございます。参考に、22ページに案内図と平面図をつけてござ

います。なお、本件は本日の建設委員会で工事内容の詳細が報告されております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

いずれにしてもLEDにしないといけないという状況になってきているのですけれども、建設委員会に関わっていたら申し訳ないのですけれども、照明の光り方というのか広がり方というのが変わってくるのではないかと思うのですけれども、その影響というのはどのぐらいあるのですか。LEDに替えることによって、全く変わらないという認識でいいのでしょうか。LEDに替えなくてはならないことは分かっているのです。

○長尾施設整備課長

今までの照明のランプとLEDランプとの特性に関してですけれども、現状で言いますと、LEDランプも今まで使っていた照明ランプと変わらないような、調光であっても明るさを変えたりだとか色を変えたりだとか、非常に技術も進展してきていますので、ほぼ変わらずに使えると聞いております。また加えて、今までのものよりも省電力化が図れて、熱もあまり発しないので、優れたランプだと考えています。

○西本委員

ここは民家が近くにあるわけではないので、周りの影響はないだろうなという思いはありますけれども、これは例えばLED化にすることによって、電気代とかは大分変わってくるとのかと思うのですけれども、どのぐらい電気代は効率化が図れるのか。ぜひそれだけ使わなくて済む形になればありがたい話なので、大体どのぐらいを見積もっているのですか。

○長尾施設整備課長

所管から聞いておる限りではありますけれども、年間で約半分になると聞いております。

○西本委員

ちょっとずれるのでしたらごめんなさい。ほかの委員も言っていましたけれども、LEDにしなければならないというのがあって、蛍光灯とかできなくなるので、計画的にしないではいけませんという話があったのですけれども、今、全体的にどの辺まで進んでいるのか。もう体育館は終わっていますよということなのか、その進捗だけ教えてもらえますか。

○長尾施設整備課長

LED化の進み具合ですけれども、もうほぼ終わっております。今年度、最後に残った施設のLED化工事を行うということでして、そのような状況です。

○こしば委員長

ほかにご発言はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 所管事務調査について

○こしば委員長

次に予定表3、所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。

委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の総務委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、SDGs推進についておよび都市ブランディングについての2項目とさせていただきたいと思っております。

内容といたしましては、まだ大まかではございますが、まずSDGs推進については、SDGs未来都市選定、自治体SDGsモデル事業選定に当たって、今年度の区の実取組などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、都市ブランディングについては、都市ブランディングとは、シティプロモーションとの違いについて、今年度の区の実取組などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明をさせていただきました。

時間の関係もあり、ご要望の全てを取り上げるということではできませんでしたが、このような形でご了承いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ありがとうございます。それでは、さよう決定いたします。

次回以降の委員会から調査を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、理事者におかれましても、いろいろな資料をお願いするかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

4 行政視察について

○こしば委員長

次に、予定表4の行政視察についてを議題に供します。

行政視察の調査項目・視察先のご希望については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。

期日までに委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、調査項目等視察の内容について正副で検討させていただきました。

まず、視察のスケジュールにつきましては、第3回定例会後の10月28日月曜日から11月1日金曜日のうちの2泊3日になるかと思っております。ただいま申し上げた日程での実施について、ご意見がある委員はいらっしゃるでしょうか。

○須貝委員

年長議員なので、できれば近いほうがいいです。

○西本委員

第3回定例会は今回10月25日までですよね。それで10月28日、先方の都合次第というのがもちろん前提なのですが、28日からとなると結構大変かなと思うのですけれども、定例会が終わって、その後月曜日からというのは、何か火曜日ぐらいのほうがいいのかと思います。でも、あくまでも先方次第ということで。

○こしば委員長

では次に、調査項目等視察の内容についてです。こちらについては次回の委員会で、日程や調査項目等の正副案をお示ししたいと考えておりますが、現時点では所管事務調査の項目に関連をしまして、SDGs推進についておよび都市ブランディングをテーマに視察することを考えております。

現時点で視察項目や視察についてご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○大倉委員

都市ブランディングについてなのですが、シティプロモーションとの違いとかいうこともいろいろお話があったので、都市ブランディングを先進的に取り組んでる都市とか、あとは何か例えば伝統文化とか観光とか特化しているところがあるのかなと思いますので、そういったところをぜひ視察先として選んでいただければ。

あともう一個、ブランド戦略、シティプロモーションのときはたしか戦略とか計画とかを立てず、そのまま進んでいったと思うので、そういった戦略を持っているような都市があれば、そういったところも見てみたいと思います。具体的にどこというのは、特に。

○西本委員

都市ブランディングなのですが、やはり行くところは割と地方というようになってしまっているの、地方の場合と都市部の場合とで、ブランディングの仕方は変わると思うのです。全然違うと思うのです。活用できる資源も大分変わってしまうので、なので、できれば都市部のブランディングをやっているところをお願いしたいなど。具体的にどこと言えればいいのですが、まだそこまでは不勉強で申し訳ないのですが、なるべく品川区に、全く一緒にはなれないですが、参考になるという観点も少し含めていただければと思います。

○須貝委員

私も西本委員と同じで、やはり地方へ行ってもなかなか品川区に取り入れられるという項目なり、また役割も違いますから、やはり品川区は大都市化の中でやっている、また進んだいろいろ施策とか考え方があるので、できればそういうある程度大きくて大都市化に近いところで、どのような工夫をしてどのように将来像を考えているのかというのを、できれば学びたいです。

○こしば委員長

ほかはありますか。

それぞれありがとうございました。それでは、いただいたご意見等を参考に、再度正副で検討させていただきまして、次回の委員会で日程・調査項目等の案をお示しさせていただきたいと思います。

なお、本日以降も調査項目等のご意見がございましたら、7月9日火曜日までに事務局まで書面で提出をお願いしたいと思います。

以上で、本件を終了いたします。

5 その他

(1) 所管質問について

○こしば委員長

最後に、予定表5のその他を議題に供します。

まず、(1) 所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、西本委員より、本定例会の一般質問に係る所管質問の申出がございました。

質問項目は、筒井ようすけ議員の一般質問の、品川区国際友好協会が料亭「秀」の店舗跡の建物を借

り上げることについて関する項目から、店舗跡の遺贈の経緯でございます。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、西本委員、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

○西本委員

昨日も若干申し上げましたが、この「秀」を活用してということで、品川区国際友好協会が借り上げるという形での質問でありましたが、その中で遺贈というのがありました。令和6年度の予算の中では、賃借料月100万円、それから工事費というのが約4,000万円だったと思うのですが、そういう計上がされている中で、遺贈という言葉が出てきました。その経緯をまずご説明いただきたいということです。いつそういう状況になったのか。初めから遺贈ありきだったのか、後から出てきたことなのか、賃借という形にいつなったのかというのを、時系列できちんとお話していただきたいと思います。

○勝亦総務課長

それでは、私から、筒井ようすけ議員の品川区国際友好協会が料亭「秀」の店舗跡の建物を借り上げることについての遺贈の経緯等について説明を申し上げます。

まず経緯といたしましては、料亭「秀」が令和5年に閉店いたしまして、閉店後に町会、それから商店街から、地域のにぎわいのためにこの物件を区で活用してほしいというご要望をいただきました。こちらを受けまして、区では物件の所有者の方と区での活用の可能性についてお話をさせていただきました。その中で、本会議でもご答弁させていただいておりますけれども、所有者から出てまいりましたものが、有償による賃貸借契約、自由に内装工事を行ってよい。それから、物件の将来的な遺贈の申出がありましたということでございます。

こちらの申出を受けまして、その活用について区で検討して、先方のお申出による有償による賃貸借契約について賃料の協議等を行って、借用ということが経緯でございます。

○西本委員

まず疑問があるのは、町会・商店街の方から言ってきたというのが、なぜ、どういう経緯でそうなったのかと思うのです。これは民家ですよね。民家なのに、商店街とかが勝手に言えないと思うのです。だから、家主が何とかならないかという相談があるのだったら分かるけれども、というそのきっかけというのがよく分からないのです。だから勝手に町会・商店街の人たちが、あそこを自由に使ってみたらどうなのかと言って、家主の方にそれから相談するというのは、ちょっと順番が逆な気がするのですが、1つ疑問に思いました。

それともう一度、どちらが先で、どういう経緯でということをお答えいただきたいのと、有償によるという、将来遺贈という、将来というのは何でしょうか。将来というのはいつのことを言っているのか。では今回の賃借という中で、いずれにしても区に渡します、寄附しますということのお約束で、これは今回限りということなのでしょうか。そこを明確にしてください。

○勝亦総務課長

まず、町会、それから商店街の方からのご要望ということにつきまして、それぞれ主体とは違う方々ですので、考え方等についてはこちらのほうでよしあしは申し上げませんが、こちらは町会・商店街からご要望いただくにあたって、それぞれから所有者の方に、区にこういう要望を出しますということでご了解を取った上で、ご要望いただいたと聞いております。

どちらが先かというお話でございますけれども、繰り返しになりますけれども、ご要望いただいた上で、区で活用をする可能性について所有者の方とご相談したときに、先ほどの3項目、有償による賃貸借契約、内装工事は自由に行ってよい、それから将来的な遺贈という申出が出たということでございます。

将来的にいつというところでございますけれども、遺贈の定義でございますけれども、遺贈に関しましては、遺言によって死後財産を相続人以外に贈ることとされております。つまり、所有者の方がお亡くなりになった後、お渡しいたしますよということが遺贈にあたるものだと捉えております。

○西本委員

1番目のところは、では町会とか商店街とかから、例えば閉じた店でも事業所でも使ってくださいという申出があったら、区は今後も考えますよという考え方でよろしいでしょうかというのが1点。

それから、死後ですか。申し訳ないですけども、個人的なことになってしまうかもしれませんが、よく分からないんですけども、死後ということで、役所というのはお約束するのですか。初めて聞いたんですけども、ちょっとこれは考えにくいと思うのです。

では、その時期をいつと考えているのですか。そうしたら、いつまで100万円の賃借料を払い続けるということになるのですか。これはあまりにもあやふやではないですか。行政がやっているのに、死後遺贈しますと言われても、いつですか。10年ですか、20年先ですか、30年先ですか。それほどを想定するのでしょうか。それをしないと、今回一応改修、少し修繕するんですけども、もう築39年でしたね。10年たつと築49年ですから、築50年以上とかなってもう解体時期ですよ、ということも考えてのことなのでしょうか。何か非常に違和感があるんですけども、どうなのでしょうか。

○勝亦総務課長

今、町会や商店街から言われたらやるのかというようなご質問がまずございました。区といたしましては、こちらも本会議でご答弁させていただいておりますけれども、公共性ですとか、それから公益性が担保されることを前提に、また行政需要ですとか地域の特性、それから経済的な合理性、そういったものを多角的な視点から検討した上で、活用するかどうか、ご寄附等の話であればご寄附を受けるかどうか、そういったものを判断しているところでございます。

そういった中で、遺贈に関しましては、先ほど申し上げましたように死後の話でございますので、いつを想定という話になると、なかなかそれはお答えしにくい部分はございますけれども、賃料100万円につきましては相場より非常に安価な価格でご理解というかお貸しいただけるということで、一定期間使用した上での将来的に遺贈でいただけるということで、経済的な合理性があると判断しております。

○西本委員

今後有用性があればということなのですが、ではそういうことも含めて区民の方に周知してください。たまたま町会とか商店街のところから言われたからというのではなくて、そういう区の考え方があるのだったら、区民の方々に告知するべきではないですか。そういう使い方があるから、どんどん寄附してくださいでもいいし、賃借しますとか。ただし、というのはあると思います。有効性をいろいろ考えてからということになるのですけれども、そういう手当もできますよということは、区民の方々に周知してもいいのではないですかというのが一つです。

それと、いつお亡くなりになって、それで遺贈していただけるか分からないですけども、これは契約とかを交わすのですか。お亡くなりになった後はという、どういう契約になるのか分かりませんけれ

ども、そういうお約束をきちんと交わすのでしょうか。

○勝亦総務課長

まず、地域の方の部分につきましては、地域のにぎわいのためということでお話をいただいております。お知らせですとか活用については、地域の方も含めて検討していくような形になると思います。

それから、契約のお話でございます。繰返しになりますけれども、遺贈というのが遺言によってということで、遺言のほうにそちらのほうをお書きいただけるようにということで、今、弁護士を入れて先方と協議している最中でございます。

○西本委員

まとめていきますけれども、この2つについては納得いきません。特定の方、特定のところを優遇すると思われてはいけなと思います。なので、区がそういう有効活用をしていきたいという意思があるならば、広く区民の方々に伝えるということが必要なのではないですか。倒産して閉めたい、例えばシャッター通りになっている。けれどもそこはにぎわいゾーンという形で使っていただけるものならば、しかも格安で貸してあげます。内装はどうぞおやりください、自由に使っていいですということを、区民の皆様、事業者の方々にも告知してもいいのではないですか。にぎわいという形があるならば。なぜ特定のところだけと限定するのかよく分からないのですというのが1点。

それから、遺言状という形で記載しているというから、ここは区のほうもどういう形で確かに書かれてあるのか。これはどこまで書いていくのか、どこまで約束できるものなのか。だって、10年先、20年先、30年先は分からないわけではないですか。誰がこれの責任を取れるのですか。そのうちに、建物だって老朽化がどんどんしてくるしという、そういう長期にわたっての約束事というのは、役所の仕事としてあり得ないと思うのです。役所というのは大体単年度決算と言われているぐらいなのに、それも担保するのが来年、再来年、10年、20年、分からないけれどもという、そういうのをやるのですか。今までだって、いや、そういう事例がありますというのなら言ってください。

今まで品川区のこういう案件の中で、いわゆる亡くなられたから寄贈しますとか、あとは寄附しますとかというのをよくしていただいて、ありがたいなと思う部分たくさんあります。でも、私が死んでからねという、そういう例はありますか。行政側はそれでいいのですか。やっていいということなのか。法的にも問題ないということなのでしょう。そこが分からないのです。

○こしば委員長

西本委員、今の西本委員のおっしゃったことというのは、筒井議員の再質問、再々質問の中で、繰返していますので。

○西本委員

いや、だからいいのです。それと関連して聞いているのから、いいことなのです。

○勝亦総務課長

まず、特定の方の優遇という言葉がございましたけれども、土地建物の寄附等に関しましては、繰返しになりますけれども、公共性ですとか公益性、行政需要、地域特性、それから経済的な合理性、それぞれを判断して個々のケースで判断をしていっているところでございます。そういった中で、今回に関して特定の方を優遇しているというものではございません。

また、経済的合理性の部分につきましては、遺贈の部分につきましては公正な遺言状に書いていただくというプロセスが必要になってくるとは思うのですけれども、賃料の部分につきましても、相場に比して100万円ということで、市場の価格より大分安価にお貸しいただけるということで、その差額

の部分についても安価に使わせていただいている部分で、経済的な合理性があると考えております。

○西本委員

では、まとめます。ちょっと押し問答になっているので、これ以上続けても同じ答えしか返ってこないと思いますので、私の意見を言わせていただきたいと思います。

区民の方々に、今の答弁は答弁になっていないですから。私が言っているのは、有効活用できたら使いますというのは、それは分かります。でも、こういう活用の仕方でも品川区はやっていますよ、相談してくださいと告知すればいいではないですか。町会の人たちでもいいし、商店街の方々でもいいし、事業者の方々でもいいです。手放したい、貸したいけれども借り手がないとかいろいろ問題が起きています。例えば品川区としてそういう家賃も払って修繕もしてくれて使ってくれるのだったら、使ってくださいという人が出てくるのではないですか。だったら品川区だって安くいいと言っているわけでしょう。市場価格よりも安く借りられるのです。いいじゃないですかというのだったら、いいじゃないですか。そういう形で安く借りるような仕組みだって作れないわけではないですよ、ということです。

だから、そういうのを品川区の考え方として告知したらいかがですかと言っているのです。言われたら、ではなくて、今回を機に有効活用してくださいと思っている区民の方はいらっしゃるかもしれない。お店は持っているけれども、もう借り手がいなくて困っている。でも何とか活用してほしい。商店街だってシャッター通りになってきて、だけどなかなか処分できないという人たちだってたくさんいます。そういう人たちに、こういう方法だってあります、にぎわいという意味で品川区が活用しますから、どうぞ、できれば寄贈してくださいと。あとは買上げなのか買ってしまおうのかわかりませんが、そういうことを言ってくださいと言っているのです。今回やっているのだから、というのが1つ私の意見です。

それから、遺贈については弁護士等を入れていろいろやっているというのですけれども、将来、もうあと何年かかるか分からないのを、品川区としてやるべきではないと思います。そうではないですか。だって10年たったら築50年ぐらいになるのです。そのときに、また新たに造り直すとか建て直しとかというのが出てくるわけでしょう。こういう契約をして、ずっとそれを借りているというのは、例がなかったかと私は思っているのです、新しくできた制度なのか、品川区の仕組みなのかと思っておりますけれども、それだって皆さんに告知するべきではないですか。いいですよ、20年かけてもいいですよ、自分が亡くなったときに有効活用してください。弁護士を入れてきちんと遺言状に入れてもらえれば、もうありがたく頂きますよという、そういうことでしょう。私は今まで、行政側でそのようなことをやっているとは思わないし、もう不確定なことを行政側がやるというのはとても信じられないし、このやり方は非常に驚いております。

最後に、品川区国際友好協会が新しいことをやるのであれば、それに対してこういうものを有効的に使っていきますというのだったら分かりますけれども、安いからいいでしょうではないのです。にぎわいゾーンというのなら、ではどうやってにぎわっていくように使うのですかということが何も無い。再三私は確認しています。この総務委員会でも確認しています。でも何ら答えがないです。それで5,900万円も税金を使うわけですから、私はいいい税金の使い方だとは到底思えないし、これを許可したいとは思わないし、認めるということではできないと思っております。

ですから、これからも追求していきたいと思っております。今回は、一般質問の関連という形で質問させていただきましたけれども、これは時々議題に挙げさせていただいてご答弁いただく可能性はあるかと思っておりますので、それをお願いし、予告をしてこれは終わりたいと思っております。

ほかの方は何かあればどうぞ。

○須貝委員

1点だけ。今回、遺贈という形で、民家、その方が亡くなったら品川区に譲っていただけるということで、それはすごくある意味で品川区にとっての利点もあるのかなと私もその点では思います。

ただ、心配なのは、大丈夫なら大丈夫でいいのですけれども、やはり相続、遺言書の件と、その遺贈するそのときの遺贈書、契約書みたいなものが出たときに、その遺言書が優先するのか。その遺贈書というのが証人が何人かいて、間違いなく品川区に頂けるということは大丈夫なのですよというのが、やはり区民の皆さんなら心配されるのかなと。区民の方が品川区に対してどうぞと言っていたかというのも、ひとつ今後のまちづくり、それから品川区への貢献ということも、やはり今必要になってきた時期なのかなとも思うのですが、その辺は大丈夫ですよと。

例えば課長も10年先、20年先の話になるかもしれないので、いやもう大丈夫ですと自信を持って言っていたか。企画経営部長がしっかり言っていたか分からないのですが、どちらになるのか分からないのですけれども、区民の皆さんも安心されるかと思うので、それだけお答えいただければと思います。それだけです。

○勝亦総務課長

まず、遺贈に関してでございますけれども、不動産を死後区のほうにご寄附いただけるということで、所有者の方からは遺贈を表明する公式の文書を作成して、区に提出しますということでお返事をいただいております。

また、前段の西本委員の遺贈のお話でございますけれども、遺贈をするから家を借りるという図式ではございませんで、今まで品川国際友好協会の移転をずっと打診をしてきた中で、広さ、それから賃料共に区、それから国際友好協会を考えている条件に合致するものが出てきたので、そこと地域のにぎわいというご要望と合致したので、安価にお貸しいただくということで、所有者とも了解が取れたということで進めているお話でございます。

○こしば委員長

では、ほかになければ、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こしば委員長

次に、(2) 議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきましては、これまで紙でお配りしていましたが、今回より電子データでの配付となっておりますので、ご案内をいたします。

それでは、配付の申出書案のとおりで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ありがとうございました。

それでは、この案のとおり申し出ます。

なお、今後取り扱う行政視察に関連する資料も電子での配布となりますので、ご了解ください。

以上で、本件を終了いたします。

(3) 委員長報告について

○こしば委員長

次に、(3) 委員長報告についてでございます。

このたびの議案審査の結果については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○こしば委員長

次に、(4) その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○西本委員

今回、電子データということで、これが電子データになりますという一覧は頂いているのです。けどやはり慣れない部分もあって、例えば予定表の中に米印か何かで、これは電子データにありますよというふうにしていただくと、一部、全部がないというのではなくて、これは電子データで配っているものなのかというのを、しばらくの間していただくと助かると思うのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

○こしば委員長

事務局と相談します。

○西本委員

ぜひお願いしたいと思います。

○こしば委員長

ほかはございませんか。

ないようですので、以上で、その他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時02分閉会